

The Tokyo Foundation ISSUES SERIES

NPO法施行後の現状と課題

松原 明

(シーズ=市民活動を支える制度をつくる会 事務局長)

まえがき

この議事録は、本財団がシンクタンク事業の一環として実施している「アフタヌーン・セミナー」の第15回会合「NPO法施行後の現状と課題」の速記録である。

今回の会合では、講師を務めるシーズ＝市民活動を支える制度をつくる会 事務局長 松原 明氏より、上記のテーマについての報告が行われ、その後、報告内容に基づき活発な議論が行われた。

本セミナーは、多彩な参加者が、国内外の様々なテーマについて、オープンな形で議論することを目的として開催するものである。なお、本セミナーは、日本財団の補助を受けて、実施している。

この議事録は、本セミナーの成果を関係各位に報告するとともに、より多くの方々にもその内容を共有していただけるよう作成されたものである。

1999年8月

まつばら あきら
松原 明 氏 略歴
(Akira Matsubara)

シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会 事務局長。

1960年代大阪生まれ。

神戸大学文学部哲学科卒業。広告製作会社勤務後、独立。

フリーランスのコピーライター、経営コンサルタントを経て、94年11月より現職。

著書に、『解説・NPO法案』『NPO法人ハンドブック』『NPO法人定款作成マニュアル』（いずれもシーズ発行）。

共著に、『市民活動支援法』（信山社、1996年）、『国家の限界が見えてきた。』（ダイヤモンド社、1997年）、『NPO法コンメンタール』（日本評論社、1998年）、『ボランティア活動の進展と自治体の役割』（公人の友社、1999年）など。

目次

第1部 発言内容

1. 報告要約 1
2. 講師報告 2
3. 質疑応答 19

第2部 卷末資料 34

1. 報告要約 (Summary)

「NPO 法施行後の現状と課題」

1998 年 12 月に NPO 法が成立・施行され、ますます NPO に注目が集まっている。しかし一方、その概念、目的、運営方法など、さまざまな点で曖昧さをもつ NPO は、さまざまな議論を呼び起こしている。それらの議論を整理し、今後、NPO が進む方向を探る。

“After the Enactment of Japan’s NPO Law - Present Situation and Future Issues”

With the enactment in Japan of the Law to Promote Specified Nonprofit Activities, increasing public attention is being paid to the merits of nonprofit organizations (NPOs). At the same time, however, various ambiguities in the concepts, objectives and operations of Japanese NPOs have evoked considerable debate as to their nature and role. The subject conference sought to sort out this debate and to identify future issues and directions for Japanese NPOs.

司会 皆様、本日は、お忙しい中、第 15 回東京財団アフタヌーン・セミナーにお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会事務局長でいらっしゃいます松原さんに、「NPO 法施行後の現状と課題」というテーマでお話しいただきます。

1999 年 12 月に、特定非営利活動促進法、いわゆる NPO 法が成立して以来、市民活動団体に対する注目が急速に高まっております。松原さんは、この NPO 法の立法に際しまして、国会議員と協力し、市民サイドから非常に重要な役割を果たされました。また、同法の施行後は、いかにこの法律を活用していくかということにかかわりまして、日本各地でご講演をなさる等、積極的に活動を展開なさっていらっしゃいます。

本日のセミナーでは、日本の NPO を取り巻く現在の状況、そして今後の課題について、非常に貴重なお話が伺えるのではないかと思います。それでは松原さん、よろしくお願いたします。

2. 講師報告

松原 皆さん、こんにちは。ただいま紹介いただきましたシーズ＝市民活動を支える制度をつくる会の事務局長の松原と申します。

きょうは、NPO 法施行後の現状と課題について、まず 40 分ぐらい、ざっとアウトラインをお話しさせていただいて、その後、質疑を受けたいと思います。

まず、きょう押さえるポイントは四つです¹。一つは、NPO 法の施行状況。現在、どうなっているか。2 番目が、NPO 法人を取り巻く周りの環境がどうなっているか。それから、その次のページに行ってください、NPO と関係する公益法人制度全体の変革というのが、少しずつ形が見えてきていますので、それについて。それから 4 番目に、今後の NPO 法の課題。この四つの点についてお話しさせていただきます。

まず最初に、NPO 法の施行状況ということで、NPO 法人の申請・認証状況についてお話しします。資料 2 にある「特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数・不認証数（暫定数）」²を見てください。経済企画庁が、一週間ごとに NPO 法人の申請・認証状況に関して、ホームページでデータを公開しています。これは、そこから取って

¹ 巻末資料 1 参照。

² 巻末資料 2 参照。

きたものです。1999年8月20日時点で、法人への申請が1,104団体、法人認証が444団体、不認証が2団体となっています。残りの658団体は、まだ審査中の団体です。これは、1998年12月1日からNPO法が施行されたんですが、特例がありまして、普通は4カ月以内に認証・不認証の決定をする。つまり、4カ月たてばNPO法人になるかならないかはっきりすることになっており、最初の経過措置というのがあります。1998年12月1日から1999年5月30日までに申請した分、つまり施行後半年以内に申請した分に関しては、1999年9月30日までに認証・不認証を決定するというふうになっています。

従って、ここには書いていないんですけど、1999年5月末までに法人申請した団体が大体669団体です。現在、法人認証が出たのが444団体、不認証が2団体で446が結果が出ていますから、200団体以上は、まだ結果が出ていない。この1カ月ぐらいで、その200団体の結果が一気に出るだろうと見ています。伸びは、1カ月に平均約130団体が申請していて、1999年中に1,500ぐらいはいくだろうというふうに考えています。

認証に関しては、当初、結構、不認証が出るだろうと予想されていたんですが、現在、2団体しか出ていない。これは、後でもお話ししますが、所轄庁が、特に都道府県の方にお話を聞くと、都道府県は、どちらかというとNPO法人をたくさんつくるという競争に入っている。特にNPOに対して熱心であると言われる宮城、北海道、三重、高知は、知事のほうから競ってNPO法人をもっと増やそうとしており、担当者としては不認証が出しにくい状況である。従って、無理やりでも認証を出したいということで、かなり現場サイドで強力な指導をしても認証を出してくるという状況が続いています。そのために、今、不認証が出ているのは、2団体、東京都と経済企画庁だけです。経済企画庁が出した不認証というのは、これは業界団体であるということで出ているんですが、日本理美容師業界団体というのが申請してきて、これは幾つかの理由から不認証であるとされています。

NPO法人の実態なんですが、そうして申請してきた団体、それから認証を受けた団体というのはどういう団体なんだろうということが次の関心です。まず、「NPO法人申請団体への法律運用状況に関する調査」³という資料をご覧ください。これは、シーズと、さわやか福祉財団、日本NPOセンターの3団体が協力しまして、施行後半年以内

³ 巻末資料3参照。

に法人申請した団体、669 団体すべてにアンケートをとった結果です。402 団体から回答を得て、回収率は 60%というアンケートです。これは、後で読んでいただきたいと思います。また、「NPO 法人 保健・福祉分野が三分の二」（日経新聞 1999 年 8 月 14 日付）及び「NPO400 団体超が法人資格取得」（日経新聞 1999 年 8 月 23 日）の二つの新聞記事は、今年の 7 月に NPO 法人になった団体に対して、「日経新聞」がアンケートをとった結果です。これが、申請団体の実情と認証団体の実情に関して統計的にとっている最近の資料です。

申請団体の実態・活動分野。NPO 法は、仕組みをご存じない方のためにちょっと言いますが、ここに「NPO 法のあらまし」⁴とあります。NPO 法のあらましに特定非営利活動というコーナーが右の上のほうにあります。12 分野、書いています。NPO 法人に申請する団体は、この 12 分野のいずれかに該当しなければならない。言い換えると、どれかを選択してくださいということになっています。これは、複数回答可です。つまり、複数分野を選択しても構わないということです。従って、逆に言えば、どういう分野の活動をしているかというのは、この申請している分野を挙げれば大体見えてきます。

ここで申請した団体に関して言えば、これは認証を受けた団体も、大体同じようなデータが出ているんですが、全体の 6 割から 7 割が、保健、医療又は福祉を挙げている。

それから、これは調査によって若干ばらつきはありますが、今まで行われた調査を全部通して見ると、1 団体平均 3 分野を挙げている。もちろん 12 分野を挙げる団体もあります。1 分野しか挙げない団体もありますが、1 団体平均 3 分野を挙げている。例えば保健、医療又は福祉の増進を挙げた団体はまちづくりを挙げていて、さらに人権の擁護を挙げているということがあるわけです。これは、後々ポイントになることは、よくこの 12 分野は省庁縦割りに対比できるんですね。従って NPO 法に関して言えば、かつての公益法人のように、またいろいろな公益非営利の社会福祉法人とか、それから医療法人とか宗教法人のように、縦割りに監督できるかという議論がよくあります。しかし 3 分野を挙げていて 12 分野を挙げている団体も結構あるということからすると、こういう縦割りにはなじまない。そういう活動がもっばらだろうというふうに推測しています。

申請団体の実態調査に戻りますが、今回の調査で特徴的で驚いたのは、NPO 団体の

⁴ 巻末資料 4 参照。

設立年です。NPO になる団体、つまり任意団体は、もちろんずっと歴史のある団体、戦後、ずっとできた団体がたくさんありますが、今回、調査して驚いたのは、1990 年以降に設立された団体が 303 団体。回答が 402 団体だったので、全体の 74%。4 団体に 3 つは 90 年代の設立だということです。それから 95 年以降、つまり阪神・淡路大震災以降に設立された団体が 228 団体ということで、全体の 57%。つまり、今回、NPO 法人に申請した団体は、圧倒的に新しい団体が多い。

「日経新聞」1999 年 8 月 14 日付けの記事には、「NPO 法人、保健・福祉分野が 3 分の 2」とあります。これはシーズの調査と同じ結果を出していますが、中見出しには「悩みは活動資金不足」とあります。NPO だと、もちろんお金の問題はいつも悩みの種ですが、今回、活動資金、この右側にグラフがありますね。活動資金が不足、不安定。会員や実働メンバーが不足というのが非常に多いということです。

シーズの調査でも、「申請に当たってどういう書類をつくるのが大変でしたか」というところで聞いたところによると、最初に 16 種類の書類を出すんですが、一番難しかったのは定款。つまり、団体の組織の規約をつくるのが難しかった。これは、法律の規定にのっとらなきゃいけないのでよくわかるんですが、次に出てきたのが収支予算書。事業計画書をつくらなきゃいけないから、これが非常に難しかった。実際にアンケートの声をとっても、「事業を始めたばかりで予算なんか立てられません」とか、「事業計画というのは立てた経験がありません」とかいう団体が結構ありました。

つまりどういうことかということ、NPO 団体というのはそれぞれ実績を積んで、一定程度、経験を経てやっていく団体というのが結構あるんですが、今回の NPO 法人になった団体に限って言えば、圧倒的に新しくて未経験というか経験の浅い団体が多い。従って法人運営の仕方を知らない、団体運営の仕方を知らない。それから NPO 活動についても、よくわからない団体が多数ある。

さらに、後でも言いますが、そういう傾向が強まっているということだと思います。一つは、特にこの 90 年代に入ってから介護保険の流れもありまして、福祉も民間が担うんだ、介護をやっていくんだという流れもあるんですが、ただし法人だったら介護ができるんだとか、介護保険の適用になれるんだとか、割とそういう誤解になっている団体が結構ある。それと、NPO 法人になったら格好いいという、そういう誤解も一方である。それから、企業からとか組合からの参入が結構多いんですね。おもしろいのは、

例えば九州で、ラーメン業組合の方が、九州ラーメン党という NPO 法人を成立した。これはラーメン組合でやってもいいけれど、安く福祉施設にラーメンを卸したりしている。そこを NPO 法人として認知を高めたいという話ですね。そういう形で、企業とか組合の社会的なセクションを切り離して、NPO 法人にしているという例がたくさんあります。全く新しい新規参入を入れる。

それから、最近、あちらこちらで講演とか相談に乗ると驚くのが、新聞で非常に騒がれて、NPO 法人というのが出てきたために、今まで想像もしなかった質問が私のところへ寄せられることです。「NPO をしたいんです」と。「それはいいですけど、何をしたいんですか?」と聞くと、「いや、NPO をしたいんです」。「旅行会社に勤めていて旅行のことは何でもできます。だから、そのノウハウを生かして NPO をしたいんです」と。われわれは、人権でこういう問題があるからぜひこういう団体を立ち上げたいとか、環境の問題をこうしたいからこういうのを立ち上げたいという相談はいろいろ受けてきたんですが、「NPO をしたいんです」という相談を受けたのは、ここ一、二年が特徴的なんですね。こういうのは非常に増えている。新しい雇用の場としてとか、そういう形で注目されるのはいいんですが、「NPO をして何するんですか」という人が増えているんですね。「NPO 法人を取ったんです、でも何をしたらいいんですか」という相談も寄せられています。

こういうことからすると、さっきのキャリアのない団体が多いということですが、これは非常に個人的な印象ですが、ちょっととんでもない赤ん坊がいっぱいできたかな、困ったなというのが現状なんですね。この困ったことがどういうところに表れてくるかは、ちょっとまた後でお話します。あと、アンケートに関しては、大きいところは言えますけど読んでおいてください。税制優遇に対する希望が非常に強いということが書いてあります。

次に、NPO 法人を取り巻く状況です。NPO 法を取り巻く状況のほうも急速に動いています。注目が高いということで、かなりいろいろな層が NPO 法人に対してアプローチをかけている。一つ大きなところが自治体です。まず、公設、民営の NPO 支援センターが各地で誕生ということですが、特に自治体が NPO 支援センターをつくる動きが強まってきています。一つは、自治省が今年から、各自治体が NPO 支援センターをつくる際に、地方交付税を使って補助をするという制度を始めました。きょうはちょっと

資料を持っていないんですが、詳しく知りたい方はシーズのホームページ⁵にプログラムが載っていますので、それを後で見いただければと思います。

自治体の NPO 支援センターづくりというのは拍車がかかっている状況にあります。自治体の NPO センター設立ブームということで、いろいろな自治体が NPO 支援センターをつくろうとしています。神奈川、東京、札幌、宮城、仙台、市川、鎌倉、静岡、滋賀、三重、兵庫、広島市などなど。今からさらに増えてくると思います。自治省のプログラムは、今年度から始まったもので今から 3 年間ありますので、まさに今年度から、自治体の NPO 支援センターづくりがいろいろと進んでいくことになると思います。

困った事例も結構起きていて、宮城県と仙台市は市と県が張り合っています。市が先に立派な NPO 支援センターをつくってしまった。県も知事の意向でつくりたいけれど、市よりも小さいものしかできない。だからどうするかで、今、悩んでいる。運営資産がないから、やっぱり NPO に委託するのが格好いいと思っているらしくて、委託する先がないと無理やり委託する先をつくらなきゃいけないということで、今、NPO づくりに熱心になっている。だから、ちょっと本末転倒な話なんですけど、そういう話が各地で起こっています。これは別に宮城と仙台だけではなく、多くの都道府県で起こっている事例です。

民間でも設立ブームということで、民間のいろいろな組織ですね、これもたくさん設立されています。ここに「NPO の基盤整備のための支援センター一覧」⁶ということで、これは今年の 5 月時点のものです。これは日本 NPO センターがまとめた支援センターの一覧です。最初のページは、民間で設立した組織というのが北から並んでいます。次のページをあけていただくと、社会福祉協議会内に設立された組織、自治体が設立した組織が並んでいます。民間でも、複数の組織が、設立したいということで支援センターづくりというのを熱心にやっています。一つ熱心なのは、日本青年会議所。これは地域のブロックで、支援センターをつくりたいということでたくさん動いている。ただ青年会議所というのは、ご存じの方はご存じのとおり、一年ごとに人が変わるんですね。変わるたびに方針が変わったり、つくると言ったのにやめたり、やめたと言ったらつくったりということで、混乱を招いている地域もたくさんあるようです。それからボランティア

⁵ <http://c-s.vcom.or.jp/>

⁶ 巻末資料 5 参照。

アセンター。これは、社会福祉協議会のボランティアセンターです。後でお話ししますが、今後、社会福祉協議会、社会福祉法人の生き残り策というのが、かなり問題になってきます。その際に、NPO 支援センター的なものを併設していけば、一つ事業として生き残れるのではないかとということで、ボランティアセンターが NPO センターづくりに出てくるという例も増えています。それから、地域のそういう NPO の連合会なども出てきている。中央組織というのも誕生していて、さっきから言っている日本 NPO センターというのができましたし、NPO サポートセンター、NPO 事業サポートセンターなど、よく似た名前が次々にという現状があります。

ただ、実際にこういうセンターが機能しているかということに関して言いますと、アンケートでも、こういうセンターに相談に行ったというのは、全体の中でパーセンテージ的には多くないんですね。支援センターに困ったときに相談に行ったというのは、全体の中で 20% ぐらいですね。ほとんどが自治体、都道府県に相談に行っています。これはシーズのアンケート（巻末資料 4）の 3 ページにあります。後で見てください。しかも、「相談に行ってどうでしたか」という質問に関しては、相談に行ったけど、快く回答する態度自体がなかったとか、評論はされたけど具体的なアドバイスはなかったとか、そういうのが結構ありまして、支援センター自体の力不足というのは結構問題になっています。

ただし、こういうような支援センターは今後増えてくると思うんですね。だから、支援センターの専門家とか、すみ分けというのも大切になってくるだろうというふうに考えます。

それから、自治体の NPO もしくはボランティア支援条例制定の動きも加速しています。岩手県、宮城県、高知県、青森県、兵庫県、箕面市、板橋区などでは、NPO 支援ですとかボランティア支援という条例をつくっています。

この条例は、大きく分けて二つのタイプがあります。一つは支援重視タイプと呼ばれているもので、これは、NPO というのは非常に弱くて、いいことをやっているんだけど弱い、小さな組織であるという認識に基づいて、これを何とかサポートしてあげましょうということで、補助金を出してあげましょうですとか、支援センターをつくりましょうですとか、人材を派遣してあげましょう、研修をやってあげましょうという至れり尽くせりの支援メニューを並べるタイプ。これを支援重視タイプというふうに呼んでいま

す。これは、松原個人で勝手に呼んでいるんですが。

それから協働重視タイプ。これはですね、自治体が少子高齢化ですとか地方分権という流れを受けて、自治体業務自体も見直さなければいけない。その中で増えてくる部分、もしくは効率の悪い部分をアウトソーシングしていこう。業務を外部委託にしていこうという自治体が増えてきているんです。その中で、NPO というのを一つ外部委託、アウトソーシングの有力な委託先として見て、それに対する委託の条件を、条例という形で詰めていこうという動きです。

きょう、この資料に、「箕面市非営利公益市民活動促進条例」⁷というのをつけています。これは、協働重視タイプの条例の一つのパターンです。促進条例の1ページ、それから2ページとありますが、2ページの一番下、第9条、公共サービスにおける参入機会の提供というあたりから、要は参入条件が書いてあります。これは、箕面市の市長をちょうど先週お呼びして、自治体とNPOというセミナーをシーズで開催したんですが、箕面市の市長がおっしゃるには、例えば図書館ですとか、それから保育園ですとか、公園と三つぐらいのものを、とりあえずNPOに委託できないかと探している。ただ、今、いいNPOがないから一生懸命はやし立てて、自治体のほうからやらないか、やらないかとやっている状態らしいですね。

箕面市は、今、市全体として外部に委託できる業務の見直しをしておっしゃってました。総業務を全部洗い出して、その中で企業に委託したほうがいいもの、NPOに委託したほうがいいもの、両方に出して競争させたほうがいいものという仕分けをしようということをやっている。できればこれを早期にやって、箕面市内のNPOに多数の委託を出していきたいというふうにお話しされてました。これも一つのタイプで、これに関しては条例にまではなっていませんが、例えば横浜市が同じように委託を出す際の規則づくり、「横浜コード」と自ら呼んでいるコードですが、これをつくるという作業をやっています。とりあえずコードの基本案に関しては、今年既に出て発表されています。ここにある条例、これは全部シーズのホームページに載っていますので、後で見ただければと思います。

一方、私はずっと自治体とNPOの関係については三つのタイプがあるというふうに言っていて、一つは支援重視タイプ、二つ目が協働重視タイプ、つまりアウトソー

⁷ 巻末資料6参照。

シングを重視するタイプ。三つ目が行革タイプと呼んでいます。行革タイプというのは、行政重視の仕事を見直す中で NPO の参入機会をつくっていこうということです。箕面市も、今、少し行革タイプに入りつつあると思います。近年では、今年から千葉の我孫子市が、補助金の全面見直しというのをやりました。市の出している補助金、特に NPO に関して出している補助金というのは、今まで、ずっとある特定の業者に出されてきたわけです。これを一旦全部やめる。やめた上で公募方式にして、公募委員会をつくって、これにコンペで行うことを今年度からスタートしました。これは、旧来のことを全部切ると同時に、補助金の有効活用をしていこうという大きな方針だと思っています。大体、年間 2 億円から 3 億円の補助金がそういう NPO に流れてきたそうですが、これを全面見直ししたということで、かなり行革重視タイプというのもあらわれてきていると見ています。

いずれにしても、NPO と自治体の関係というのは、NPO 自身の経済的な問題と同時に、自治体自身の業務、これをどういうふうにもリストラクチャリングしていくのかということと大きく結びついている。その視点がどれだけ打ち出していけるかが、今後、NPO と自治体の関係づくりに大きな意味を持つだろうと思います。

そういう意味では、私は行革タイプを一番重視していて、その次に協働重視タイプ。支援重視タイプというのは、あってもいいんだけど本質的ではないなと見ています。

それから、次に NPO 概念の混乱です。取り巻く状況で、特に最近気になるのが、NPO の概念が非常に混乱して、それが政策に大きな影響を招いているということです。「日本の NPO の現状について」⁸を見てください。最近、非常に危惧することの一つに、皆さん、NPO、NPO と言って議論しているんですが、言ってることは全然違ふと。これは、NPO のことに詳しい人はおわかりのとおりなんですけれど、そのために大きな混乱が至る所で生まれているというのを目の当たりにする。これはこのままじゃいけないという気がしてならないんですね。

ここに NPO に詳しい人もおられるので釈迦に説法みたいになって申しわけないんですが、ちょっとまとめてみますと、この NPO という言葉をアメリカとよく比較するために間違いがよく起こるんですね。日米で NPO というときには大きな認識の違いがあります。日本において、最近、使い方として見ていると、NPO に関しては、主に次の

⁸ 巻末資料 7 参照。

3通りの意味で使われる。一番最初が広義の理解。これを私は「広義の NPO」と呼んでいます。つまり非営利、公益に関する団体全部に対する NPO。もちろん、もっとご存じの方は、NPO はノンプロフィットなんだから共益も入るじゃないか、協同組合も入るじゃないかという議論もあります。確かに、そこまで広げるといのは正しい理解ではあるんですが、あまり使い方としてはされていない。

それから、この NPO の議論が始まって以来、ずっと中心的になっているのは狭義の理解で、ボランティア団体、市民活動団体といわれる団体を指している。これが、要は経済企画庁の調査で、事あるごとに、日本の NPO 団体は 8 万 6,000 と出てくる。その 8 万 6,000 の数字の母体ですね。1997 年に、経済企画庁が調査した数字というのがあって、それが 8 万 6,000 団体。もしくは 8 万 7,000 団体。正確には、8 万 6,500 何だと切り上げ、切り捨てで変わるんですが。

最近さらに狭義の理解で、こういうのが出てくるとは思わなかったんですが、NPO 法人、つまり特定非営利活動法人だけを指すという人も出てきております。これは新聞記者に多い。新聞記者からシーズに電話がかかってくると、「シーズさんはところで NPO なんですか」と聞かれて、「ええ、NPO ですよ」と言ったら、「じゃあ、もう法人になられたんですか」、「いや、まだなっていません」、「じゃあ、まだ NPO になっていないんですか」と。(笑)「う〜ん、どうしたらいいんだろう」という、非常に困った状況が、最近あります。実際、新聞記事を見ると、日本の NPO は、1,000 団体ぐらいが申請しているという記事も、最近、お目にかかるようになったんで、ますます混乱に拍車がかかっている。

米国での NPO という、この 2 番と 3 番がないんですね。狭い意味でさえもこの 1 番で、もっと広い意味で言うと、さっき言った公益団体も含める意味です。つまり二つの意味があって、米国で言う NPO でいうと、広義で言うと連邦税法の 501C といって、これはご存じの方はご存じですが非課税団体ですね。いわゆるタックスオーガニゼーションを列挙した団体を全体で NPO と言う場合、これが約 113 万団体。狭義の意味で、その中で寄付控除がある団体。これが、約 65 万団体あります。

本当を言えば、これと 501C の 1 番との間に、また独自に NPO と定義して統計をとっているグループというのが。レスター・サラモンのグループは②に近いんですけど、それでもちょっと違う団体も入れて宗教団体を省いているということなので、実際的に

は、この②とも合わないんですね。財団のグループなんかは独自の定義をしています。

そのために、統計が全然違ってきているんですね。最近、よく言われるのが、例えば雇用問題で NPO が注目されていますが、日本には NPO は 8 万 6,000 あると。アメリカには、NPO 団体は約 60 万から 70 万ある。それで GDP の 7% を満たして、全雇用数の 8% を満たすと、新聞記事なんかですぐ見ますね。しかし、これは多分①と②の間を言ってるんだらうと思うんですね。はっきりしたデータの数字はわからないですけど、多分、レスター・サラモンのグループの統計からすれば、②に近いけれど②ではない。学校とか病院とかを入れた数字ではかっている。市民活動団体だけをダイレクトに比較するのは無理があると思うんです。その無理な数字を、無理やり当てはめて、アメリカの NPO という虚像をつくっているために、どうも日本の NPO という議論が宙に浮いているというのが今の現状で、それがますます大混乱を招いているなという気がします。

それから、あと NPO の概念の混乱の中で、非営利と無報酬ということの概念の混乱も大きいです。非営利と無報酬がどう違うかというのに関して言えば、「ボランティアと NPO の比較表」⁹というのがあります。非営利と無報酬の違いは、要は、NPO がボランティア団体だと思われている方がまだ多いんですね。そのために、お金を取るということに対して非常に反発を食らう。非営利なんでしょう、お金は取らないでしょうという話になるんですが、非営利というのは、団体がもうけても、利益が出ても、それは活動の目的に使う。もうけなくて OK だよという話ですね。利益の非分配を指しているのが非営利という概念です。それに対して無報酬というのは、個人が労働対価を得ないことが無報酬です。非営利というのは、団体に対して使う概念であって、無報酬というのは、個人に対して使う概念というあたりが、これ、矛盾しない概念なんだよということが理解されていないんですね。

そのために、最近、出てきたのが企業化する NPO とそれへの反発ということで、例えば介護保険で NPO が参入するとなったときに、一方では、自治体など参入を歓迎するセクションもありながら、かなり自治体のほうから強固に、NPO なのになぜもうけを取るのか。つまり安くやりなさいという指導が来ているというのが現状です。これは介護保険だけではなく、多くの公共施設を利用する際にも、例えば参加費を取ったら

⁹ 巻末資料 8 参照。

だめだとか、いろいろと料金を取ってはならないという指導が来ているところです。

それから、雇用問題における NPO への注目ということで、最近、新聞はほとんど雇用問題なんですが、「失業者対策で NPO に脚光」（日経新聞 1999 年 7 月 1 日夕刊）という記事。「歓迎と懸念、背中合わせ」（中見出し）ということで、歓迎派と懸念派に分かれると。私は、どちらかという懸念派なんで歓迎派ではないんですが、失業対策で NPO を活用、これは誤解が生んだ政策であると書いてありますが、これは、さっき言った政策決定のプロセスを聞いていると、アメリカの NPO はという話から来るらしいですね。政策決定者の話をずっと聞いてきたある新聞記者の話によると、結局、アメリカには NPO が 60 万、70 万もあって、GDP の 7% に達して、雇用も 8% も生み出して、非常に雇用吸収力があつたじゃないか。日本でも、雇用吸収力があるだろう。日本にはどれだけ NPO があるか。8 万 6,000 団体ある。8 万 6,000 でも、今からきっと伸びるに違いないという話がされたらしいんですね。しかも NPO というのはボランティア。安くて働くボランティアでいて、最低賃金以下でも働いてくれるんだと。だから安くてもいいんだという議論がなされて、その混乱の中で、今回、NPO が脚光を浴びたんだと聞いています。つまり、雇う側からすれば、かつての失業対策のように直接雇用しちゃうと、いざというときに切れない。NPO で間接雇用すれば切りやすい。しかも間接雇用をして、NPO だと最低賃金を下回っても大丈夫。それで失業者が減るんだつたら、これにこしたことはないという議論が実際にされたんですね。

これは、かなり誤解の生んだ政策以上の何物でもないなと思っています。NPO の雇用吸収力は、実際、8 万 6,000 ある団体でどれぐらい雇用吸収力があるかということ、これは先程の、「日本の NPO の現状について」（巻末資料 7）の 2 ページ目ですが、「日本の狭義の NPO の現状を理解することが重要です」と書いていますが、1997 年、経済企画庁の調査によるとということで、この 8 万 6,000 の実態は何かと書いています。予算規模 1,000 万未満の団体が全体の 8.6% である。独自の事務所を持つ団体が全体の 1.8%。常勤有給スタッフのいる団体が全体の 8%。そのうち 3 人以上の常勤スタッフがいる団体は全体の 7% と。これが経済企画庁の調査なんですね。雇用吸収力といっても、まず事務所がなくては雇用吸収もあつたものではないだろう。それから、1 人いる団体が 1 人雇うって、結構大変なんですね。3 人以上いないと、雇用吸収力とは言わないだろうと。すると実際には、ベースとなる雇用吸収力のある団体というのは、全体の

2%ぐらいなんですね。ところが、どうも政策決定過程を見ると、その8万6,000団体=NPO法人というふうなとらえ方をされたようで、かなり混同しているなというふうに思います。

もしくは、これで補助金を出そうということで、私は、今回の雇用制度のもろの反対派ではないんですが、懸念派なんで懸念として言うのは、先ほどの調査からすると、特に法人になった団体は、新しくて若いんですね。自分で自立して行って事業をつくっていく道をあまり知らない。そこに補助金が行くようになると、補助金に依存する団体というのが多数出てくるだろうと思うのです。もしくは、これはもう既に幾つも出だしているんですが、補助金目当ての団体が出てくるだろう。そういう団体に補助金を出し始めると、これは補助金なしではそういう団体は回らない。延々と補助金が必要になるという、そういう悪循環を招く結果になりかねないという危惧はしています。従って、かなりこの辺、NPO法の申請をする団体の実態と考えると、悩みの多いところになってくるとおもいます。

今まではちょっと個別の事例で話してきたんですが、時間もないので短めにやりますと、大きなところは、NPO法を取り巻く大きな二つのトレンドがあって、その中で拮抗しているのがこのNPO法人、もしくはNPOの制度だろう。一つは、民営化・行政のアウトソーシングのトレンド。つまり地方分権が進む、それから公共サービスのニーズが多様化してきて、量も増えてくる。この中で、行政がポスト福祉国家ということをしてらんで、自らのサービス自体をアウトソーシングする、もしくは外部で担ってもらおうという形をとっている。その場合に、その相手としてNPOを見ていく。

NPO法というのは非常に変わった法律なんですね。NPO法人もそうです。行政も期待している、政治も期待している、市民も期待している。みんな期待しているけど、期待しているものは全然違う。そういう呉越同舟の中に成り立ったNPO法です。

その一つ期待しているのは、例えば介護をしてくれるんじゃないか。あるいはサービスをしてくれるんじゃないか。それから、行政が担えない分をどんどん箕面のようにアウトソーシングできて、低コストでしてくれるんじゃないかという期待が出てきます。

もう一つのニーズが、市民主権・多元的価値社会へのトレンドということで、むしろ社会の多元性を強めていこう。それから、市民の自治を強めていこうというトレンドか

ら NPO を見ている。そういう道具として NPO を見ているというふうなものもあります。これが複雑に入り組んでいるのが、NPO 法をめぐる大きな現状でしょう。

それぞれ NPO に期待していることが全部違うというのが今の現状で、これは英国と米国の状況というのもそれに当たるんだらうと思います。米国は、どちらかというと後者。市民権・多面的価値観の社会という傾向が強かった。特にこの 10 年ぐらいを見ているとそうなんだらう。一方、イギリスに関して言えば、民営化路線の中で NPO がかなり位置づけられてきて、ここ数年、イギリスの NPO の状況というものを見ていると、行政からの委託契約で NPO は経営がほとんどになってしまったために、行政に対しての提案能力が落ちた。政治と NPO とのかか割というのが非常に問題になってきている。

ブレア政権は、今、政治と NPO のかわりを見直そうという作業に入っていて、今年、コンパクトというものが、イギリスで大きなボランティア団体の連合会とイギリス政府とで結ばれますが、それはお互いの責務に基づいて役割分担をきっちりしていこうよとということで、どうも委託事業をやっていくために、政治的発言力が落ちてくるのは社会全体としてよくないんじゃないかという提案を受けた、お互いの権利を決め合うような内容だと聞いています。

ただし、そのコンパクトがいいのかという話なんですが、先々週ですか、イギリスの内閣官房調査官に当たる人が外務省の招きでシーズを訪れて、若干、意見交換をしたんですが、まだ不十分である。日本と同じ問題を抱えている。イギリスでも、政治と NPO がどうかかわれるか。それから企業と NPO がどうすみ分けられるか。さっき言った企業化した NPO、これの問題が、今、非常に大きく問題になっているが、しかしむしろ制限するほうじゃなくて、ブレア政権の側は、むしろ企業と NPO が相互交換的に、企業が NPO をつくる、NPO が企業をつくるということを促進していく方向に動いていくべきではないかというようなことをおっしゃっていました。ただ、そこはイギリスでも非常に論点になっているところだと聞いています。

これはアメリカでも論点になっているところです。アメリカの NPO が、企業とどうすみ分けしていくかということは非常に論点になっていて、例えば最近ですと、地域のスポーツ施設から YMCA が訴えられる。あれはもう企業じゃないかと訴えられるということが起こっているそうです。こういう状況が一つあるんです。

それから 3 番。これが、さらに NPO 側のメリット、公益法人の制度全体が、今、揺らいでいるという状況があります。まず民法 34 条の改正ということが検討されていて、これは、1999 年秋ぐらいに試案が出るというふうに言われているんですけど、今でも音さたなしです。「公益法人整理に『中間法人』」（朝日新聞 1999 年 11 月 28 日）という記事で、これは民法に規定へ移行を促すということで、公益法人自体が二つの調整を受けています。一つは業界団体が多い。つまり中間法人、共益団体が多い。本当に公益かということで、これをそのままにしておくんですかという議論が一つ。

もう一つは、公益法人が行政の隠れ事業になっている。つまり、許認可権を持っている行政が、公益法人制度を利用していろいろ資格制度ですとか、ある特定の事業を独占しているじゃないかという規制緩和に関する議論があります。この二つのトレンドが強くて、公益法人制度全体を見直そう。これ、民法自体は中間法人をつくろうという動きですが、これはずっと法相の諮問機関で、今でも動いています。結論はいつ出るか。秋に出ると言われていますけど、出るかどうかちょっとわからないですが、一つ、こういう動きがある。

もう一つは、日本の NPO の仕組みというのは、旧来、社会主義だと言われてきたんですね。つまり政府が非常にコントロールしている。コントロールの仕方が、二つの規制によって成り立っていると言われていました。一つは団体規制。つまり、団体自身が法人格を得る時点で規制する。それから、もう一つは事業規制。この事業は何をやっていいかを規制する。日本の NPO に関して言えば、この団体規制と事業規制がセットになっているわけです。

どういうことかという、社会福祉事業法を見てもらったらわかるように、社会福祉事業法というところで、保育園とか老人ホームとかそういうのをやる場合には、まず行政の認可が要る。認可を得るためには、まず法人認可が要ると。社会福祉法人にならなきゃいけない。つまり法人として認可を得た上で、やっと事業ができると。法人の仕組みと事業の仕組みがセットになっているわけです。医療法も一緒です。医療をやるには、医師でなきゃいけないとありますが、法人の場合は医療法人もしくは公益法人というふうな、法人と事業とがセットになっていて規制をしていたという仕組みだったんです。

これが、今、大きく揺らいでいます。その突破口になっているのは介護保険の制度です。介護保険は、介護保険制度というのをやるには別に企業でもいい、NPO でもいい、

医療法人でもいいし生協でも何でもいいと、参入権を多様化しました。これが、かなり突破口になったのか、それとも少子高齢化とかそういうトレンドのせいで、やはり事業主体が非常に限られてきたら問題だということになってきたのか、ここ1年ぐらい、そういう参入機会を増やそうという議論が行われています。

もう一つが社会福祉事業法の改正。これは、今年の秋に法律が出て改正されますが、社会福祉事業自体を広げようという話と、社会福祉法人になる認可のレベルを下げようという話です。これは、認可のレベルを下げれば下げるほど、NPO 法人と差別化できなくなるんですよね。現行制度の手直しで何とか済まそうと思っているんですが、どの辺まで済ませるのか不明なのと、きょうの「保育所 企業に認可」（朝日新聞 1999 年 8 月 29 日）では、保育所を企業に認可するということが、企業の参入を保育所に認めようということですね。それから、今度、文部省では、学校以外のところで学校教育をやるということになっていきます（「児童の英会話塾に土日委託」朝日新聞 1999 年 8 月 30 日）。

つまり、今までの非営利に関する事業構成というのは、今後、かなり急速に変化していくだろう。これは、公益法人制度全体の見直しというものにつながってくるというふうに考えています。

こういう大きな流れの中で、NPO 法人自体の改革の動きとしては、NPO 法の改正というのは、一応、今回、去年つくられた法律の中で、国会の付帯決議と付則でガイドラインが決められています。一つは、2001 年 11 月までに改正するということが付則で決められています。改正するんだっただけですね。その検討に関しては、2000 年の 11 月までに終わることが付帯決議で決められています。つまり、来年の 11 月までに改正の内容を検討して、再来年の 11 月までに第 1 回目の改正を行うというのが、NPO 法の改正スケジュールです。

それにあわせて、経済企画庁が国民生活審議会。今年の部分ですが、これは二つの大きな柱を立てていて、一つが NPO、一つが消費者契約法です。NPO 法に関して言えば、ここに書いてあるように、税制を含めて今年から来年の 11 月まで検討すると。つまり、このスケジュールをにらんで検討していくということで、国民生活審議会は動いています。

それから、「NPO 議員連盟を設立」（福祉新聞 1999 年 8 月 16 日）という記事です

が、この改正をにらんで、この8月5日に国会で NPO 議員連盟というのが設立されました。これは加藤紘一さんを会長にして、204 名の議員連盟。共産党が排除されていますが、非常に大きな議員連盟です。これも NPO 法の改正、特に税の優遇制度を中心にやっている。

もう一つ、今、自民党と公明党の政策協議の中でも NPO 税制は入ってしまっていて、これがちょっとややこしいのは、今、自自公の路線問題と絡まって身動きがとれないんです。公明党は公明党でやりたいんですよ。自公でやりたい。加藤さんは加藤さんで、自分の次の政策ポリシーの一つとして、目玉として NPO をやりたいということで、綱引きになっているために自民党はかえって身動きがとれないと。今、NPO 税制をやれば総裁選に影響すると公明党は言ってきているけど、乗りたくないということで氷づけになっているというふうに聞いています。

いずれにしても、かなり各党の中で、NPO の税制を何とかしなきゃいけない、寄付税制を何とかしなきゃいけないという議論が起こっていますので、今年から来年にかけての大きな改正の目玉になってくるでしょう。改正に関しては、1999 年9月からぼちぼち法改正の動きが始まるので、そこをぜひ、公益法人制度全体の変革とリンクさせて見ていただければというふうに思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

3. 質疑応答

司会 どうもありがとうございました。一般の新聞報道などではうかがい知ることのできない NPO の活動を取り巻く現状、実態、そして、今後について多くの問題提起をいただきました。

皆さん、ご質問等がたくさんあるかと思imasuので、ここで 30 分程度の質疑応答のお時間を設けたいと思います。積極的にご発言いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

A きょうはどうもありがとうございました。

多分、ほかにも説明をもっと詳しくやるのがいっぱいじゃないかと。概要を説明していただけたので非常にわかりやすかったんですが、今、NPO 側にとって一番注目しているのは、税制の問題ではないかと思うんですが、その点について、今、どういう議論がなされているのか、少しご説明いただけたらと思います。

松原 まず、NPO 団体の一番の関心というのは、これはどうやって目的を達成するかということと同時に、財源をどうするかという話なんですね。財源の中で、この税の優遇制度というのが一番関心を集めている。

これは、実は私どももよくわからないところがあります。NPO の財源というと、大きく分けて三つあります。一つは、会費も含めた寄付金。それから事業による収入。それから補助金ですね。この中で、旧来、ずっと NPO、NGO の中で寄付の控除制度と言ってきた議論の背景には、補助金頼りになってしまうと自立した事業ができない。また補助金を切られたとき、助成金を切られたときに非常に経営危機になる。自立した財源をつくるためには、事業か寄付金控除の仕組みがぜひ必要で、そこまで自立財源をつくっていく。そして自立した経営を行うという議論が中心的だったんです。

事業に関して言えば、事業をどんどんやっていきたいけれど、日本の社会というのは事業に関する風当たりが強い。NPO 団体の中でも風当たりが強いんですね。われわれはボランティアだからという部分も結構あるんですよね。そのかわり、寄付金控除というのはみんな割と取っつきやすくして理解しやすいというために、みんな中心的に訴えてきたというのはあります。

ところが、今回、出てきた申請団体というのは、若くて新しい。寄付金控除の制度をつくっても、寄付金を集めるには結構体力が要るんです。それだけの体力があるのかな

というふうにちょっと考えていって話を聞くんですが、何か大きな錯覚が一つあるような気がするんですね。つまり NPO というのは寄付で立っているんだ。寄付金控除の仕組みがあれば、寄付が自動的に集まってくるんだという、こういうかなりの錯覚があるのは、日々、話して感じます。この錯覚をどうするかなんですね。この錯覚を取って世論を喚起して、税の優遇制度をつくっていくのか。それとも、少しシビアに考えていくべきなのかと。これが、まず第一の問題です。

それから税の優遇制度に関しては、世論もつくっていこうという気なので、NPO 団体側でも、NPO 法の法人制度、税制優遇制度に関する改革のための連絡会というのをつくって、今年の 6 月から動いています。動いて世論喚起をしていこうということなんですが、一つ、大きな議論になっているのは、どういう税制をつくらばいいのか。単に税の優遇制度といってもいろいろな寄付があるんですね。一つは、個人からの寄付。もう一つは企業からの寄付。それから不動産とかそういうものの寄付。これは、まず団体によって違うんですね。広く薄くお金を集めるというふうな国際協力型というのは、個人からの寄付がいい。ナショナル・トラストみたいなのをやっている団体だったら、絶対財産の寄付だ、不動産の寄付だ、これが第一である。さらにまた、NPO にとっては、事業で成り立っている団体がありまして、事業で成り立っている団体で言えば、税制優遇になれば、収益事業の課税の軽減である。だから、今、NPO の団体で言えば、寄付の控除であるという中と、寄付の控除も、企業がいいというのと個人がいいと言っているのが分かれていて、さらに収益事業の課税を軽減してほしいと。それから財産の寄贈がいいと言っていたきたいと、三つから四つに分かれちゃうんです。これの間の優先順位というのを、民間側でどうつけていけるのか。つまり、どうやって NPO 団体側が仲たがいせずにはコンセンサスをつくり上げられるか。

もう一つは、NPO の寄付の税制というのは、法人になった段階で全部寄付なり税の優遇制度が取れるとは思っていませんから、もう一段階、つまり二段階になるだろう。NPO 法人があって、さらに税の優遇制度を受けるのはもう一段階。認定を受けた二段階目になるだろうというふうに考えているんですが、その認定の基準、認定の方法、これをどうするかというのは大きな問題です。認定の基準に関して言えば、一番大きな問題が公益性という言葉です。

1999 年 2 月 3 日に、宮沢大蔵大臣が国会での答弁で答えた NPO の税制に関しては、

実態を見守りつつ、公益性を担保する仕組みを検討しながら、その実現について考えていと言っています。公益性を担保する仕組み、パブリック・ベネフィットを担保する仕組みというのをどうつくるか。これは、多分、日本社会では、NPO に対してやろうとすれば二つのアプローチがあると思います。

一つは、従来の公益性概念。つまり、行政が公益と考えるものは公益であると。今の特定公益増進法人というのはまさにそうで、これは公益性があるよと推薦して、大蔵省が認めれば特定公益増進法人になれるという仕組みになっています。公益の認定要件は非常によくわからない、不透明、グレーです。

それに対して新しい公益制度概念をつくることができるかというのは、市民団体の問いかけです。つまり、役所が公益性をコントロールするのではなく、市民側が公益性という概念を新しくつくれるか。

それに関して言えば、アメリカの例というは結構参考になるというふうに思っています。アメリカというのは、公益性に関して言えば、役所が判断するという以上に違う基準をつくっています。公益性をどういうふうに見ているかという場合、四つの視点から見えています。一つは、法律の中では、まず団体の資質。お金を出す先の公益性ということで、法律の中で公益性と認められた分野というのを挙げていて、その分野に対して、全体の支出が 85%以上支出されていれば、まず事業目的に関しては公益性があるだろうと。こういった数値的なことをうたっている。

次に収入の公益性というのがあります。これも幾つかの基準があるので、その代表的なのを一つだけやりますが、パブリック・サポート・テストというのがあります。これは、収入源のうち寄付とか会費とか政府の補助金、助成金で入ってくる金額が、その全体の金額の 3分の1以上を占めていること。なおかつ、寄付とか会費で入ってくる分に関して言えば、分母の、つまりある個人がドーンと高額のお金を出しても、そのお金のうち、その分子に組み入れられるのは、分母の 2%までという頭打ち制度があるんです。ちょっとわかりにくいですが、要はどうしなきゃいけないかということ、広く薄くから寄付とか会費を集めないとテストで動かせない。

あとは団体の運営の規則の公益性ということで、それは特定の人の利害にならないようにいろいろな規則を決めているかどうかということと、あとは団体の公開性ですね。この考え方というのは、パブリックの概念がかなり違うなということです。日本で、特

に象徴的なのがパブリック・スクールですね。公立学校という場合、日本の場合、行政がつくったのが公立学校。イギリスなんかは、パブリック・スクールといえば、パブリックというのはだれでも入れる学校。行政がつくろうと、私がつくろうと、パブリック・スクールは、みんな入ってくださいというのがパブリック・スクールですね。パブってありますけど、あれ、パブリック・ハウスってありますね。あれは、みんなが入れる居酒屋。あれは、クラブに対してパブなんですね。そういうふうに、パブリックの概念が日本のパブリックと違う。

NPO というのは、さっき二つのトレンドがあると言いましたが、行政のアウトソーシングというトレンドからすれば、やはり公益性というのは、行政が決めるというのは一つのトレンドになるだろう。価値の多元性、市民権ということを考えれば、これは、むしろそれに広く市民の支持を得ているとか、市民が参加しやすい、非排除性ですよ。そういうところに焦点を置かれるだろう。ここは、NPO の税制を考えるときの大きなポイントになるだろう。ここで、一つ議論をしなきゃいけないというふうに考えています。ちょっと長くなりましたが。

A 今、税制に関して二通りおっしゃったと思うんです。寄付に対する問題と、それから所得に関する一般的に言われている法人税と呼ばれている問題ですが、これを一遍に通そうとしているのか、もしくはどちらかを先にしようとしているのか。その場合に、作戦としてどちらがとりやすいとお考えになっていますか。

松原 それは多ければ多いほうがいいので、最初は、もちろん一遍に全部とは思いますが、改正する法律がみんな違うんですね。改正する場所が違いますし、コンセプトも違うんです。そういう意味から言えば、全部一遍にできればいいですが、まず一番優先したいなと考えている、しかも、今回のアンケートを見てもそうですが、一番優先順位が高いなと考えたのは寄付の控除です。しかも、個人の寄付の控除。ただし、これは今からディスカッションしての結果ですが、今、うちの中では、これを優先順位の第一に置いています。

その考えは、まず NPO というのは、やっぱり多くの人の支持があって成り立つものである。事業でも、それは確かに、利益を得れば得たほうがお金を得るのは同じだとしても、NPO は、まず多くの人の支持の下にきちっと基礎づけていくという作業が必要だと。特に日本の NPO に関して言えば、信用がないというのが一番のポイントとして

出てきますから、信用をつけるには、やっぱり寄付をもらえるような土壌というのをきちっとつくっていく必要があると思っています。そういう意味では、日本の NPO の今後の発展をにらむなら、お金がもうかるかもうからないかという以上に、寄付の優遇税制を使いこなしていける、また、それができてくるということが大事だというふうに考えています。

B 個人の寄付と企業の寄付の場合、日本は、企業の寄付のパーセンテージの占める割合が非常に高いというふうに伺っているんですが、今、松原さんのおっしゃった意味は非常によくわかるんですが、実際に NPO の方たちがどちらの優先順位が高いかというときには、その企業の寄付の優遇を求める声というのは非常に高いのではないのでしょうか。その辺は、どう合意する形になりましょうか。

松原 これは、統計をとっていないのでわからないのですが、必ずしも企業が高いというわけではありません。これは、いろいろな話をしていくと、最終的に、シーズの中で何回も議論はしているんですが、お互いにノウハウを紹介し合えばいいという結論になるんですね。

企業の寄付のニーズが高いというのは、なぜ高いかということ、企業のほうが、きっと簡単に名前がわかって、しかも労力が少なくて大きな額をくれるだろうという期待があるんですが、じゃあ、本当に企業の寄付を集めて回っている人の経験談を聞けば、そうじゃないよということも実際にはわかるんですね。だから、そこは経験の交流さえあれば、かなりわかるだろうと思います。

それから企業に関して言えば、これはちょっと専門的な話になりますが、一般企業向けの控除枠があるわけですね。つまり、今でもだれに出しても控除できる枠があって、それを使い切っていないという現状があるわけですね。一般企業向けの控除枠がなくなるんだったら、かなり企業の控除制度というのを考えなきゃいけないわけですが、まだそれぐらいの段階で、つまり枠があるにもかかわらず使い切っていないし、引き出し切れていないわけですよ。

じゃあ、各団体が引き出しに行っているのかという話ですね。そういう話を詰めていくと、やっぱりそれは、そうか、行ってもだめだからというケースもいっぱい出てくるわけですね。それから企業としても、実際、こういう情報公開をすると、企業というのも、しょせん、最終的には個人の集まりであるという話になってきて、個人の理解がな

い中で企業の理解は取れないよという話も紹介されるんですよ。

そういうことから言うと、議論がない段階では、企業にという議論はあるんですが、かなりそういう情報の交換をした後というのは、割と個人にまとまりやすいというのが今までの経験です。今までに何回か議論はしたんですが。確かに企業という希望は強いし、ばつとアンケートをとれば、特に、こういう経験のない団体にアンケートをとった場合には、そういうニーズがたくさん出てくると思うんですけど、果してそれがいいものかどうかはちょっと疑問のところですよ。

C 非常にわかりやすいお話、ありがとうございました。

この法律ができたときに、たしか「朝日新聞」が書いたと思うんですけど、8万6,000の中で5,000社ぐらいが申請するのではなかろうかという見積もりだったと思うんですけども、実際、ふたをあけてみると、今のところ1,100ですね。どうしてこんなに少ないのかなということを考えるのですが、シーズ自身も、まだNPO法を申請しておられないということで、ここのパンフレットでデメリットというところを見ると幾つか書いてありますけれども、しかし、これがデメリットとも思いにくいんですね。例えば住民税について、たしか岩手県ですとか多くの県が、これを免税するというものをしていくはずですし、それから会計院報告によるというのは、これはある意味では、透明性を保っていく上では当たり前だと思うんですけど、そういったものがネックとなって、8万6,000のうち1,100にとどまっているというのが実態なんです。

松原 まず第一に、8万6,000のうち、経済企画庁は5,000から8,000と言ったんですね。1割が取ると言ったんですが、それは、当初から私は疑問だと思っていました。法人格の必要な団体というのは、法人格を使う団体。法人格というのは何かというと、やはりそれなりに新しい契約を行ったり、事業を行ったり、知らない人とつき合っていく。個人商店が株式会社に脱皮して、事業展開を広げていこうという団体だと思うんですね。そういう団体からすると、日本のNPOにとっては一つは事業規制の問題があって、どういう事業ができるかよくわからない。今までもそうです。だから、その事業のビジョンが見えない、見えている団体が割と少ない中で、そういう法人格を使うチャンスというのはなかなかないわけですね。

それから古い団体にとっては、割と古くて安定している団体という、今回、いろいろな団体にもヒアリングしたんですが、古い団体のほうがNPO法人になりにくい傾向が

あります。なぜならにくいかというと、団体の組織は既にある程度固まっていて、団体の組織変更に時間がかかるんですね。だから、去年の12月にやられて、今、やっと、例えば大きな団体だったらサプラニールとかがありますよね。サプラニールというのは国際規模の団体です。1972年にできた国際規模の一番古手の団体ですが、これがNPO法人になろうとするには、まずNPO法人委員会を立ち上げて半年ぐらい研究して、総会に一回かけて検討して、それからプロジェクト・チームを立ち上げて、次の総会でゴーして定款変更して、それから法人取得の手続をする。1年から2年かかってしまうんですね。

そういう形で言うと、古い団体のほうが手間がかかっている。だから、今、新しい団体のほうが、むしろ組織をすぐフィットできやすいという状況があるんです。アンケートも、そこは裏づけていると思いますが。

それと、要は、現状ではNPO団体の規模がそんなに大きくないんですよ。経済企画庁がやった8,000というのは希望的過ぎて、実際に数千万ぐらいの事業規模を持っている団体というのは全体の10%ぐらいで、そこから法人化が必要になってくるというのは、さらにもう少し落ちると思いますから、多分、経済企画庁でも、実際には2、3千団体だったんだろうというふうに思っています。2、3千団体という意味では、今言った手続を踏めば、多分、来年ぐらいにはその数がクリアできるだろう。ただ現状で言えば、それ以上に新規参入が多い。ですから、3、4年かければ5、6千にはなるんだろうというふうには見ているんです。

一つ間違えたのは、法人制度ができれば、みんないきなり宝くじみたいに並ぶんだろうという話は大間違いで、団体なんで、その団体内部で意思一致してやっていくという、団体としてのプロセスを無視していたというところもかなりあると思います。法人としてやってできる事業はまだまだ少ないこと、だからメリットがまだ少ないことですね。それから、次に団体になる意思一致が非常に難しいというか、手続がかかる。これは、古い団体がなかなか出てこれない理由の一つ。そのかわり、新しい団体が出ていくというのが今の現状ですね。ただ、そういうのもだんだん出てきますから、数年たてば、そういう数字になっていくだろうと。ちょっと時間が要ということになると思います。

C 住民税減税をやっている都道府県の数というのは増えていったんじゃないかと思うんですけども。

松原 都道府県に関して言えば、都道府県は 47 都道府県全部 OK です。ただし、これも一つただし書きがありまして、収益事業をやらない場合なんですね。収益事業をやってしまうと途端にひっかかってしまうので、実際、減免になる。収益事業をやらない団体って、そんなに経済規模が大きいんですよね。だから、実際に減免がどれくらい効くのかというのもちょっとよくわからない。大した額じゃないんですけど、問題になっている。

それからもう一つあるのは、規模の大きい団体というのは、補助金をもらっていたり、助成金をもらっていたりするんですね。これは、NPO にとって情けないことなんですけど、やりくりしている団体が多いんですよ。会計も統一性がない。助成団体の方、おられますけど、一つのプロジェクトに、こっちから助成金であるとは自己資金でやって、この自己資金のところにこっちから助成金を受けているとか、実はそういうのが結構あって、会計の透明性と言われたときに、みんなびびっちゃったという。今でも抵抗があるというのが一つです。もちろん、透明性を持たせるべきだと思いますけど、ちゅうちょする原因の一つにはなっています。僕の知っている国際協力の団体などは、会計をまず整理してから法人化しますと言って、1年かけて会計を整理すると、今、一生懸命整理しています。

B NPO 法人を取り巻く状況について、支援センターが、あまりうまく活用されていないというお話がありましたが、今、支援センターというのは、大きく分けると官設官営、官設民営、民設民営という形になるんでしょうか。その中で、どういう形のもものが、今、一番うまく展開しているのか。それと、望ましいあり方というんですかね、どういうものが一番使いやすい支援センターとしていいのかという、松原さんのお考えがあれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

松原 行政がつくったセンターと民間がつくったセンターと二つあって、その間で官設民営とかいうミックスチャーがある。まず、それぞれの役割分担をすべきだと思うんですね。これが役割分担をしないと、日本の社会というのは、行政がやり過ぎるために民間が育たないというのが今までの弊害でして、行政があまりにも相談業務をやると、民間側の支援センターは育たないんですね。そうすると、民間側の体力がつかない。今の一つの懸念はそれです。1990 年代の頭ぐらいに国際交流協会というのが全国にできて、その結果、各地の NGO がつぶれていったというのが結構ありましたから、その二

の舞にならないようにしたいなというのが一つですね。

そういう意味では、行政がつくる NPO センターは、広く薄いサービスをきちっとやる。民間の NPO センターは、むしろ専門的なノウハウを持ったサービスをきちっとやるというところが必要になってくるだろうと思います。しかし、今の支援センターの現状を見ると、行政の NPO センターというのは、行政の広報機関みたいな位置づけになりますし、民間の NPO センターというのは二つのタイプがあって、一つは、NPO というのが出てきたから、それを東京とかアメリカが中心になっていて、そこから地域に移植するための窓口。NPO という概念を推進するための教育啓発機関という側面が一つ。もう一つは、今まで地域の注目を集めなかった団体が連合をつくって、業界団体的に連合をつくって、そういう交渉窓口をつくっているという、ちょっと垂流の業界団体みたいなのが二つで、要は、サービス機関として成り立っていないんですね。サービス機関としてどうつくっていくか。自分のサービス力をどうするか。法人化していくんだしたら、ちゃんと法人化のためのノウハウも勉強するとか、そういうことをすればいいんですが、ちょっと勉強不足じゃないかというところは大きいですね。

B ありがとうございます。

D 二つありまして、一つは、この NGO 議員連盟ですか、これとシーズやほかの NPO センターがどういう関係を持っているのか。それから、どういう関係を持っていこうとされているのか、ちょっと松原さんのお話を。

また、これは組織としてご意見を伺いたいことは、私、やっぱり公益概念の再構築というのが非常に大きな、21 世紀に向けての日本社会の中での重要な仕事というんだと思うんですが、この辺の問題をどのくらい、NGO や研究者がしているのか、ちょっとその二つを。2 番目に関しては、松原さん自身の考えでも結構です。

松原 ちょっとややこしいことなんですけど、今年になって二つの議員連盟が立ち上がってまして、一つが NPO 議員連盟という P のほうです。もう一つは、NGO 議員連盟という G のほうでして、これは非常にややこしいんですね。NGO 議員連盟というのは、NGO 活動推進センターが中心になりまして、これと国会議員とでつくったものです。これに関しては、国際協力に関する民間活動を推進していくという、国際協力を中心にやっています。

NPO 議員連盟。これは議員が中心になってつくったもので、民間側が特にこれに対

してどうこう関与しているということは、今のところはありません。特に、中心になったのは自民党です。自民党の熊代さんという、事務局長をやっている NPO 法の推進者だった人が中心になって、どちらかというと、旧与党でつくったタイプですね。旧与党というか、旧 NPO 法をつくったメンバーが中心になってつくったというきらいがします。これは、民間側と共同歩調をとれない理由の一つは、民間側は、ぜひ超党派でつくってほしいという話だったんですが、共産党が入っていないということで、民間側は超党派でしかつき合えないよというところがあるので、しかし仲よく、ちょっと独立でというのが今の現状です。

ただ NPO 議員連盟と民間が、特にシーズとの関係で言えば、これは非常に密接な関係がありまして、実際、この 8 月 5 日の NPO 議員連盟の設立総会、これは一般にオープンでやりましたが、その運営企画に関しては、シーズがずっと案内とか全部やっています。議員側は熊代さんのところで、民間はシーズでという体制でやっていますので、協力関係は非常に強い。ただ、オフィシャルな協力関係は今のところはないということです。それぞれ仲よくやりましょうという形になっています。

公益概念の再構築に関しては、これがよくわからないところなんですね。議論してほしいんですが、どういう議論なのか、どこでどうなっているのかよくわからないんですね。研究者の中でも、確かにこういうことが問題であるということはわかっている人はいるんですが、あまり大きな議論になっていないんじゃないかという、シーズなんかから見ればそうですね。シーズは、どちらかというと、ここが一番の議論の焦点で、NPO 法をつくるときでも、NPO 法人の定義、つまり団体の定義に公益性という言葉が入るんだったら、シーズとしては NPO 法は拒否するというので、最大の争点にしたのはうちの団体だったですね。今回、NPO 法の定義にこれは入らないということで実現したんですが、今後の流れからして、税制でもう一回議論したいというときに、その議論がどこまで、果して広がりを持てるかどうかというのは、われわれとしても非常にチャレンジしなければいけないところだなと考えています。

どうも見てみると、公益性という行政の公益性と考える人が多くて、特に一つ気になったのは、税金に関して言えば、税の優遇制度をなぜ与えるかというときの議論なんですが、要は、行政の仕事を肩がわりするからだという議論があるんですね。だから、税の優遇制度を与えよう。

もしくは、逆に言えば、これはよく流布されている話ですが、税の用途を多様化するんだ。つまり、国に納めるのではなしに民間の NPO に納めることによってやっていくんだという議論もあります。しかし、これは私から見れば、税というのは、やっぱり国のミニマムの仕事をやってくれという、強制的に取るお金ですよ。これを民間側と行政側に分けるということは、NPO の仕事はやはり行政の一端だという認識を広めるとい議論にしか思えなくて、むしろアメリカなんかの、これはどういうことなんですかと聞いたときに、税の優遇制度の法的な立法方針は何かといえ、民間がそういういろいろな市民サービスをしていくことに対して、行政としてもインセンティブを与えているというインセンティブ料なんです。

これは、もう一つ近いところと言えば、政治資金に関する寄付控除ってあります。あれもインセンティブ論で、要は民主主義にとって政治の多元化、すそ野の多様化は非常に重要であると。その基盤を提供するのが国家の役割であると。いろいろな政党が出て、その政党の主義・主張にかかわらず、寄付の税の優遇制度があると。それは、そういう多様な言論を保証するためにあるんだという、言論の自由のためのインセンティブ論なんです。NPO に対しても、そういうインセンティブ論を確立していく。その中で税の優遇制度をつくっていく必要があるというふうに私は考えています。

D 　　まだまだ、そういう意味ではきちんと議論が……。

松原 　　なっていない。非常に大ざっぱな議論しかなされていないんで、歯がゆい限りだということですね。

D 　　確かにシーズは、最初の戦略として、とりあえずそういうのは置いておいて NPO をつくろうというのはあったと思うんですけども、ここまで来た段階で次にお金となったときは、この問題が非常に深くかかっているんで、とりあえず、ある程度は達成したので、次はここを視野に入れながらやるというのは、ぜひ考えて……。

松原 　　というか、シーズはずっとそれでやってきた。だから、今回の NPO 法でも「公益性」という言葉は、絶対、協議条項だったんです。ほかの要件は少々目をつぶっても、NPO 法人が公益性という言葉で表わされて、要は、その公益は行政が認める公益性だとした時点で、うちはその法律は反対だとやっていたわけですから、これはのめないところなんです。

D 　　だとしたら、あとは次の展開の仕方ですね。

松原 そうなんです。大事なのは、NPO 法は不十分だとしても、公益性に関しては、少なくともその議論にシーズとしては勝ったわけです。だから、次にもう一回、今度はちょっとハードルが高くなるので非常にしんどいなとは思っていますが、そこは譲れない線ですね。

D そうですね。特にお金の場合はそうですね。すみません、ありがとうございました。

E 今のお話なんですけれど、政治資金とのアナロジーの話なんですけど、そういう多元的活動を保証することに関して、行政が税を優遇してインセンティブをとという議論は、かなりわかりづらいのでなかなか通りが悪いというんですかね、ずっと落ちないという感じがするんですよね。おっしゃる公益性のほうが、多分、ずっと入りやすい話で。多分、今までは多くの方が NPO に関する寄付免税の理由として、何となく漠然と公益性の議論を頭に置いてきたんじゃないかと思うんです。もう少し説明していただくとわかりやすいんだけど、ちょっと先ほどのお話だとあまりピンと来ない感じがしたんですが。

松原 どの辺が？

E 多元的活動を保証する、要するに民主主義の一種のあれでしょう、発言形態としての NPO みたいなものを、インセンティブを与えるという形で行政がサポートしてもいいんじゃないかと。

松原 そういうことですね。

E それはどうなんですかね。税の話というのは非常にセンシティブな話で、お金が絡むことです。その議論で行くかなと。つまり、政治資金の話は、一つ、わかりやすい部分があると思うんです。ある程度、そこでの寄付免税というのが頭の中で理解しやすい話だと思うんですけど。NPO の部分で、今のお話で……、私は、ぱっと聞いたときにずっと入らないなという感じがしたんですが。

松原 どうしたらいいのかなという……。

D サポートというとき、制度的サポートと実際のお金のサポートと二つがあるんじゃないですかね。だから、その問題じゃないですかね。個人の方がそれぞれ信じていることをやっている組織に対して、何か支援するときに、それが少しそこに障害があるわけでしょう。純粹にそういうことができないことになっていますよね。そういうこ

とを支援するという点においてはいいんですよね。ただ、それを国とかそういうところがお金を出すことの問題……、今、おっしゃっている問題点も、多分、制度への支援とお金の支援と二つが一緒になっているんじゃないですかね。すみません、私がより混乱させているかもしれないですけど。

松原 わかりにくいというご批判は謙虚に受けとめて、何かわかりやすい方法をとると思うんですが、どの辺がわかりにくいかもうちよつと……。僕にとっては、割とわかりやすい話なんですけど。ちょっと考えます。

E 多分、一番最初におっしゃっていた議論のほうがわかりやすかったような感じがしたんですね。公益性の概念というのを広げていくと、今まで行政が考えていたような公益性以外にも、もうちょっと公益性って広いのではないのでしょうか、担える主体も違うんでしょうと。そういうところの活動をお金の面で保証していく制度として、それは国が与えるというのではなくて、住民の合意としてそういうものが、寄付行為というのは、一種、税金みたいなものなんだと。税金というのは、もともと必ず所得控除されるものですから、国に払った税金というのは、地方税の所得控除の制度もあるわけですね。二重課税にならないようにしていますから。

その意味で、NPO なんかに対する寄付が免税になるという理屈は割とすっと入る感じがするんですけど、ある価値をサポートするために行政がインセンティブを与えてもいいんじゃないかという議論になると、何か頭が混乱しちゃうという感じがする。

これ、議論を割と詰めていくと、税制の話も詰めていくと、そこのところ、何のためにやるんだという結構シビアな話なんです。

松原 シビアですよ。

E インセンティブ、経営にも決まってくるし。

松原 そうです。だから、立法する人が一番大事だと思っているんですけど、それだけに、立法する人があまりラフな議論はしないほうがいいなという。

E これ、集まった議員さんたちのイメージは、彼らはどのような感じで。

松原 あまり考えていないみたいですね。（笑）だから、そこはむしろ、こちらからちゃんと争点を示していくということが必要になってくると思うんです。一番初めのNPO 法をつくる時も、公益性という言葉に何でそこまでこだわるかって何回もやりましたが、とにかく困るんだという話をずっと押し進めていって、結果的には、与野

党とも、それは困るんだろうという話になりましたからね。それで国会でも、やっぱり行政の公益性というのはまずいという話で、これは別に野党じゃなくて、自民党の先生の方が、今までは過激だったからまずいんだという話を国会でもされたぐらいですから。そこは、もう理解してもらおうような仕掛けを、もう一回考えるしかないと思うんですけれど。

しかし、いわゆる立法趣旨というものの、どうわかりやすくするかはちょっと別としても、立法趣旨の構造自体、つまりどういう趣旨に基づいているかというのは、きちんと筋は立てておく必要があるかなと思います。わかりやすくするというのは次の話なんですけど、公益性を広げればいいんだという話があるんですけど、公益という言葉の使い方が、今までそうでなかったもので、そういう意味では、やっぱり新しい概念を何か打ち出していく必要があるんだろうとは思うんですね。

A そのときの議論として、もう一つ、多分、裏表の関係にあるんだと思うんですけど、非常に単純な言い方をすれば、資源の再配分というのは、大蔵省が行うものだというような常識が日本人の中にあっただと思うんですね。大蔵省もそういうふうを考えていたと思うんですけれども、違った資源の配分の仕方があるのだというような、そういうアプローチでこの議論を進めることはできないんでしょうか。

松原 ちょっと違うような気がする。つまり資源の配分というのは……、それは人によって違うのかもしれない。NPO の議論を資源の分配の議論としてとらえるのか……。見る視点の問題で、人によってニュアンスが違うんだと思うんですね。僕なんかは、どっちかという資源の創造という面からとらえるので、配分ではないだろうという気がするんですね。

確かに、あるものをどう配分するかという議論ですが、新しい価値観とか新しいサービスをどう生み出していくかという基盤づくりですから、それは、ある税は大蔵省が分配するという気がありますけど、新しいものをつくるためのインセンティブをどうつくっていくか。新しい社会のための新しいサービスは、どうやったら創造できるかという課題かなというふうにとらえているんですね。その辺が、ちょっと違うかなと思います。今のEさんのやつは、もうちょっと考えさせてください。

司会 そろそろお時間になりましたので、セミナーを終了させていただきます。

当財団では、このようなセミナーを月1回程度の割合で開催しております。またご案

内をさせていただきますので、次回もぜひご参加いただければと思います。

本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。

[文責事務局]

第 2 部 卷末資料

NPO法施行後の現状と課題

1999年8月30日

シーズ=市民活動を支える制度をつくる会
事務局長 松原明

(1) NPO法の施行状況

①NPO法人の申請・認証状況

- ・ 8月20日時点で、法人申請が1104団体。法人認証が444団体。不認証が2団体。
- ・ 残りの658団体はまだ審査中の団体。(現在、経過措置期間中)
- ・ 1ヶ月に約130団体平均が申請。

②NPO法人の実態

- ・ 申請団体の実状(アンケート結果から)
- ・ 認証団体の実状(日経の調査から)

(2) NPO法人を取り巻く状況

①公設、民設のNPO支援センターが、各地で誕生

- ・ 自治省の支援プログラム
- ・ 行政のNPOセンター設立ブーム。神奈川県、東京都、札幌市、宮城県、仙台市、市川市、鎌倉市、静岡県、滋賀県、三重県、兵庫県、広島市など
- ・ 民間でも設立ブーム(JC、ボランティアセンター、地域の連合会など)
- ・ 中央組織としても、日本NPOセンター、NPOサポートセンター、NPO事業サポートセンターなどが誕生
- ・ NPO支援センターは一般的には力不足

②自治体のNPO(ボランティア)支援条例制定の動き

- ・ 岩手県、宮城県、高知県、青森県、兵庫県、箕面市、板橋区など。
- ・ 支援重視タイプ、協働重視タイプがある。
- ・ 我孫子市のように補助金改革に出る市も。行革重視タイプ。

③NPOの概念の混乱

- ・ NPOの概念の混乱が政策の混乱を招いている
- ・ 非営利と無報酬の違いへの無理解
- ・ 企業化するNPOとそれへの反発

④雇用問題におけるNPOへの注目

- ・ 緊急雇用対策でNPOを活用
- ・ 誤解が生んだ政策
- ・ NPOの雇用吸収力は?
- ・ 補助金政策がもたらす弊害

⑤NPO法を取り巻く2つのトレンド

- ・NPOの機能への2つの主要なアプローチ
- ・民営化・行政のアウトソーシングのトレンド
- ・市民主権・多元的価値社会へのトレンド
- ・米国と英国の状況

(3) 公益法人制度全体の変革

①民法34条の改正

- ・中間法人制度制定に向けての動き
- ・強まる公益法人への批判

②各事業法・事業規制の改革

- ・旧来の日本の非営利・公益事業規制のあり方
- ・介護保険制度の衝撃
- ・社会福祉事業法の改正
- ・学校・保育所などの事業規制の緩和

(4) NPO法の課題

①財源面での課題

- ・NPOの財源（寄付金、事業収入、補助金）の改革が必要
- ・自主財源のためには、寄付金控除制度の創設が重要
- ・「公益」概念の再構築
- ・企業との差別化をどうするのか。
- ・事業規制をどう緩和すべきなのか。

②法人制度自体の課題

- ・NPO法の改正
認証要件の明確化、手続きの簡素化、行政責任から自己責任へ
- ・公益法人制度全体の見直し

③NPO法制度改革への動き

- ・国民生活審議会が改正に向け検討中
- ・議員連盟が8月5日に設立
- ・自公の政策協議にも

特定非営利活動促進法に基づく
申請受理数および認証数・不認証数（暫定数）
＜12月1日～8月20日累計＞

都道府県名	受理数 (累計)	認証数 (累計)	不認証数 (累計)
北海道	46	30	0
青森県	4	2	0
岩手県	4	3	0
宮城県	23	14	0
秋田県	7	4	0
山形県	9	5	0
福島県	8	5	0
茨城県	17	11	0
栃木県	27	16	0
群馬県	23	13	0
埼玉県	20	6	0
千葉県	33	11	0
東京都	277	39	1
神奈川県	76	31	0
新潟県	13	8	0
富山県	6	2	0
石川県	6	2	0
福井県	4	0	0
山梨県	5	4	0
長野県	18	7	0
岐阜県	11	6	0
静岡県	29	10	0
愛知県	28	10	0
三重県	24	9	0

都道府県名	受理数 (累計)	認証数 (累計)	不認証数 (累計)
滋賀県	10	9	0
京都府	17	10	0
大阪府	80	47	0
兵庫県	27	13	0
奈良県	4	2	0
和歌山県	1	1	0
鳥取県	5	3	0
島根県	5	3	0
岡山県	16	8	0
広島県	17	10	0
山口県	7	6	0
徳島県	4	2	0
香川県	6	6	0
愛媛県	8	4	0
高知県	11	7	0
福岡県	39	15	0
佐賀県	6	4	0
長崎県	4	3	0
熊本県	18	7	0
大分県	2	1	0
宮崎県	2	1	0
鹿児島県	2	1	0
沖縄県	7	2	0
小計	1016	413	1

経済企画庁	88	31	1
合計	1104	444	2

NPO法人申請団体への法律運用状況に関する調査

1999年8月25日

さわやか福祉財団、シーズ、日本NPOセンターは、NPO法人に申請した団体の実態やNPO法申請に関わる法の運用状況に関するアンケート結果をまとめた。

このアンケートは、NPO法施行ちょうど半年となる5月末までに法人化の申請をした669団体を対象に実施。402団体から回答を得た。回収率は60%。

アンケートは、さわやか福祉財団、シーズ、日本NPOセンターが企画・実施し、神奈川県に申請した団体に関しては、かながわNPO法研究会が協力・実施した。

また、実施にあたっては、各地のNPO関係者の協力を得た。

NPO法人になった団体や所轄庁に対するアンケートは、これまで新聞社などで実施されているが、法律の運用面にも焦点をあて、法人申請を行った団体すべてにアンケートを実施するのは、これがはじめてである。

アンケートから見える申請団体の実態やNPO法の運用の実状・問題点の概要は次の通り。

(1) 申請団体の実態

①活動分野

・「保健・医療・福祉」を上げた団体が259団体で、全体の64.4%。次に「社会教育」と「子どもの健全育成」で、121団体で、全体の30.0%。その次が「まちづくり」で120団体で、29.8%。その次が「特定非営利活動団体の支援」で、107団体、26.6%となっている。一番少ないのが「男女共同参画社会の形成促進」で、38団体、9.5%であった。

・上げられた分野数は、延べで1148分野。1団体平均で2.8分野を上げていることになる。

②設立年

・1990年以降に設立された団体が、303団体で全体の75.4%。95年以降に設立された団体が、228団体。全体の56.7%となっている。さらにNPO法人に申請する際に新しく団体をつくったという新規設立もそのうち13団体あった。阪神淡路大震災以降設立された団体が多く申請しているという状況が明らかになった。

③活動エリア

・「都道府県内」を上げた団体が一番多く、168団体で41.8%。次に「市区町村内」で32.1%であった。全国が69団体。海外を上げた団体は、47団体。

④予算

・一番大きいのは1千万円から5千万円で、129団体。続いて100万円から101団

体となっている。30万円以下というのも、14団体(3.5%)あった。

・ただし、これはあくまでも予算であり、介護保険事業などを行いたい団体は、保険料収入を予定で見込んでいる場合もあり、必ずしも団体の実状を反映しているとはいえない。

⑤有給職員の有無

・有給職員がいると答えた団体は、215団体で、全体の53.5%。いないと答えた団体が112団体、全体の27.9%。

(2) 申請団体の申請に際しての状況

①法人化の動機について

・「団体の信用が高まる」が347団体、86.3%。第2位が「助成金や会費を集めやすくなる」で227団体、56.5%。第三位が「契約がしやすくなる」が201団体で、50%となっている。

・団体の信用が高まるでは、「個人活動のイメージを払拭し、トラブルを防ぐために」「活動内容を市民に提示し、“公共の仕事”を担っていることを外部に示すため。」「活動への理解がされやすい。」「“非営利”をかかげることにより、行政との連携をとりやすい。」といった意見があった。

・契約がしやすくなるでは、「市立のデイサービスセンターの運営受託ができる」などの委託事業に関する希望が意見欄に多かった。

・「介護保険の指定事業者になれる」が125団体で全体の31.1%で、活動分野で「保健・医療・福祉」を上げた団体259団体のうち、48.3%と約半分を占めている。

②申請時に団体で問題や議論になった点としては

・「法人化のメリットや法人化の必要性があるか」ということについて193団体で48.0%。次が、「法人化のための手続きや手順」と「定款の内容」で136団体(33.8%)。「NPO法人の事業や組織について」が133団体、33.1%。「定款以外の申請に必要な書類の内容」が104団体(25.9%)

・「法人化のメリットや法人化の必要性があるか」ということでは、悩んだ点として、「社会福祉法人かNPO法人のどちらで法人化を進めるべきか」「法人化すると、独自性や自由な活動がきゅうくつになると予想されるのではないか」「ボランティア活動に忙しくて申請に時間が取られる」「税制上の優遇措置がない」「役員や活動内容の情報を官庁に対して申告公開することに問題を感じる」などの意見があった。

・「法人化のための手続きや手順」に関しては、運用の実態のところで詳細を紹介。

・「定款の内容」に関しては、「会員の種別」(どのような会員をおくか、会員を誰にするか等)で、112団体。次が「事業計画及び予算」で109団体。次が「事業の種類」と「入会金及び会費」で102団体。その次が「特定非営利活動の種類」で、91団体。次が「役員の種別及び定数」78団体。次が「入会条件」77団体。次が「理事会の権能」74団体。次が「事業報告及び決算」で68団体となっている。

・「定款以外の申請に必要な書類の内容」では、上位3つに、「設立初年と翌年の収支予算書」151団体。「設立初年と翌年の事業計画書」131団体。「設立当初の財産目録」

105 団体といった会計関係の書類が並んでいる。意見としては、「当会は、発足間もないことなどから、資金集めの模索中です。従って予算組み、事業計画などをはっきりと明記することができません。従って内容が作文になりました。決算の時に困ると思っています。」という意見があった。

③法人化にあたっての相談については

・相談先として多かったのは、「所轄庁の行政窓口相談した」が297 団体（73.9 %）。「ガイドブックをそのまま活用した」133 団体（33.1 %）。「支援組織や支援機関に相談した」が87 団体（21.6 %）。「弁護士や行政書士、税理士などに相談した」が75 団体（18.7 %）。「どこに相談すればよいか分からなかった」というのは6 団体で少なかった。「団体内部の検討で十分だった」というのも、27 団体あった。

・自由意見としては、「会社を退社され法人関係のことに詳しい方に諸々の相談にのってもらった」「会員に行政書士と専門学者がいるので特に他に必要ない」「公認会計士と会社経営者を法人化にあたり迎えたのでそれで対応した」。支援組織に関しては「支援組織に相談しても快い回答が得られず、細かい相談を受けることさえ不快そうだった。」「県内に支援組織がなかった」という意見があった。

④事前相談に関しては

・所轄庁に事前相談をしたのが347 団体、86.3 %。事前相談をせず直接申請したが、44 団体、10.9 %あった。

・「直接申請するつもりだったが、所轄庁の担当から相談して欲しいと要望され、それに従った」といった意見もあった。

(3) 所轄庁の運用に関しては

①所轄庁からの意見や指導の内容は

・申請において所轄庁からの申請書類の変更を求める指摘や意見があったのは、402 団体中324 団体、80.6 %となっている。そのうち「定款」についてが、274 団体。「その他の書類」についてが212 団体である。

・定款の内容で一番指摘された部分は、「事業の種類」で121 団体。「事業計画及び予算」が92 団体。「目的」「特定非営利活動の種類」が86 団体となっている。

・定款以外の書類については、一番多かったのが「設立初年と翌年の事業計画書」145 団体。「設立初年と翌年の収支予算書」144 団体。「設立当初の財産目録」が98 団体と会計書類関係が多い。

・所轄庁の指摘や意見で、「団体の運営や実務方法に関わる重大な点はあったか」という問いに関しては「あった」が52 団体（402 団体中12.9 %）。特に「なかった」が318 団体あった。

・この意見や指摘については、団体側は、「適切なアドバイスとなった」が277 団体（68.9 %）、「疑問点や納得できない点がある」は91 団体（22.6 %）となっている。

・どのような意見や指導があったかについては、「所轄庁の指導が、行くたびに2 転3 転してかわった」「事務所の解釈について常に誰かがいないといけない（月～金の9 時から

17時まで)といわれた」「(活動の種類を4種類上げていると)多いので絞り込んでく
ださいと言われた。今後の活動範囲がせばまる」「介助サービスの対象者が会員であり、
登録料を支払っている人としているのは、不特定多数(を対象とする)NPOになじまない
から、NPO法人に申請するのはムリではないかといわれた。(それで)利用登録料はなし
とした、結果的には財政的にきびしくなった。」「定款作成について、団体の実状にあっ
た指導というより、経済企画庁のサンプルに合っているかどうか指摘された。」「(指
導内容の)法的根拠を答えられない」「NPOの性格からして、あまり詳しい予算案はまっ
たく必要ないのに詳しい、狂いのない予算案を作れといわれて、非常に戸惑った。」

②所轄庁からの指導の時期は

・縦覧期間中及び縦覧後認証期間中に指摘があったというのが、82件あった。団体数と
しては74団体。このうち訂正しなかったのは4団体で、70団体は訂正したと答えてい
る。

(4) 税制優遇に関して

①2年以内の税制優遇措置の見直し

・この見直しをしっているとしたのが、333団体で、82.3%。知らなかったは、6
4団体で15.9%となっている。

②税制優遇措置の望む内容

・優遇内容で求めるのが、「NPO法人への寄付控除制度」が355団体で83.3%。「税
制上の収益事業に関する法人税の減免」が、252団体で62.7%。次が「法人住民税
の減免」で238団体で59.2%となっている。

NPO法のあらし

特定非営利活動を行う団体が簡易に法人格（特定非営利活動法人）を取得できるようになるNPO法（特定非営利活動促進法）が、昨年12月1日から施行されました。

特定非営利活動法人になることができる団体

この法律により法人格を取得することができる団体は、「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とし、次の要件を満たす団体です。

- ①営利を目的としないこと
- ②正会員（社員）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- ③役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下
- ④宗教活動や政治活動を主目的としない
- ⑤10人以上の正会員を有すること 等

特定非営利活動

次にあげる12分野に該当する活動で、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。

■12分野

- ①保健、医療又は福祉の増進
- ②社会教育の推進
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④文化、芸術又はスポーツの振興
- ⑤環境の保全
- ⑥災害救援活動
- ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護・平和の推進
- ⑨国際協力
- ⑩男女共同参画社会の形成
- ⑪子どもの健全育成
- ⑫ これらの活動団体の支援、連絡等

法人設立の申請の窓口・方法

一つの都道府県内のみならず事務所を有する場合は、その都道府県が、二つ以上の都道府県に事務所を有する場合は、経済企画庁が申請の窓口となります。

定款等の16種類の定められた書類を揃えて申請し、要件さえ満たしていれば、2カ月から10カ月の期間内に、法人格を取得できます。

法人化には、基本的に費用はかかりません。基金、資本金なども不要です。

法人化の主なメリット

- ・団体で財産の所有ができます。
- ・事業委託等の契約がしやすくなります。
- ・個人よりも信用が作りやすくなります。
- ・介護保険制度において、都道府県の指定を受ければ、区市町村を超えて活動できます。
- ・助成金や補助金を受ける場合にも信用となります。

法人化の主なデメリット

- ・原則として、住民税（均等割分だけで年7万円）が課税されます。（申請により減免される場合あり）
- ・収益事業には、利益に対して法人税が課税されます。
- ・毎年の会計や事業報告を所轄庁に提出して、一般に公開しなければなりません。
- ・解散時、残余財産が戻ってきません。

NPOの基盤整備のための支援センター一覧

この一覧は、分野を特定せず、相談窓口などのセンター機能をもつ組織で、日本NPOセンターが一定の情報をもっているものについてまとめたものです。(■印は前回の情報クリップに追加した箇所を示しています)

【民間で設立した組織】

- 北海道NPOサポートセンター
北海道札幌市北区北11条西4 炭労会館 〒001-0011
TEL.011-716-3369 FAX.011-716-2899
- せんだいみやぎNPOセンター
宮城県仙台市青葉区大町2-11-3 みさわやビル402
〒980-0804
TEL.022-264-1281 FAX.022-264-1209
- 市民活動ネットワークふくい
福井県福井市大手3-12-20 ワシントンホテルビル2F
〒910-0005
TEL/FAX.0776-28-1677
- 日本NPOセンター
東京都渋谷区恵比寿西2-11-11-104 〒150-0021
TEL.03-5459-8877 FAX.03-5459-7747
- シーズ=市民活動を支える制度をつくる会
東京都新宿区下宮比町2-28 飯田橋ハイタウン710
〒162-0822
TEL.03-5227-2008 FAX.03-5227-2009
- NPOサポートセンター
東京都中央区銀座8-12-11 第2サンビル 〒104-0061
TEL.03-3547-3206 FAX.03-3547-3207
- NPO事業サポートセンター
東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館1F 〒150-0011
TEL.03-3438-0360 FAX.03-3431-5077
- NPO研修・情報センター/略称:TICN
東京都国分寺市本町3-10-22 オリエントプラザ406
〒185-0012
TEL.0423-59-8605 FAX.0423-59-8606
- まちづくり情報センター・かわがわ/通称:アリスセンター
神奈川県横浜市中区弁天通2-26-3 〒231-0007
TEL.045-212-5835 FAX.045-212-5826
- 浜松NPOネットワークセンター
静岡県浜松市砂山町362-21 〒430-0926
TEL/FAX.053-459-1558.
- 静岡県ボランティア協会 市民活動サポートセンター
静岡県静岡市駿府町1-70 静岡県社会福祉会館4F 〒420-0856
TEL.054-255-7357 FAX.054-254-5208
- 長野県NPOセンター
長野県長野市鶴賀33-9 〒380-0904
TEL.026-269-0015 FAX.026-269-0016
- 市民フォーラム21・NPOセンター
愛知県名古屋市中村区名駅南1-20-11 NPOなごや2F
〒450-0003
TEL.052-586-1154 FAX.052-586-1174
- NPO連絡会
愛知県名古屋市東区東桜2-18 702 〒461-0005
TEL/FAX.052-930-0700
- パートナーシップサポートセンター
愛知県名古屋市千種区春岡1-1-5 3B
ヒューマンネット・あい内 〒466-0848
TEL.052-762-0401 FAX.052-762-0326
- NPO政策研究所 <研究事業が主>
奈良県奈良市今市町804 〒630-8444
TEL/FAX.0742-61-9969
- きょうとNPOセンター
京都府京都市上京区猪熊通丸太町下ル 京都社会福祉会館1F
〒602-8143
TEL.075-842-0657 FAX.075-801-5217
- (社福)大阪ボランティア協会
事務局:NPO推進センター設立準備室
大阪府大阪市北区同心1-5-27
大阪市立社会福祉研修センター3F 〒530-0035
TEL.06-6357-5741 FAX.06-6358-2892

●大阪NPOセンター

大阪府大阪市北区末広町3-11 天しもビル9F
〒530-0053

TEL.06-6361-5307 FAX.06-6314-9486

●宝塚NPOセンター

兵庫県宝塚市栄町2-1-1 ソリオ1-3F 〒665-0845

TEL/FAX.0797-85-7766

●ひろしまNPOセンター

広島県広島市中区鞆町15-6 橋本ビル2F 〒730-0016

TEL.082-224-0065 FAX.082-224-0069

【社会福祉協議会内に設立された組織】

●東京ボランティア・市民活動センター

東京都新宿区神楽河岸1-1 〒162-0823

TEL.03-3235-1171 FAX.03-3235-0050

■大阪市ボランティア情報センター

大阪府大阪市天王寺東高津町12-10 大阪市立
社会福祉センター1F 大阪市社会福祉協議会内

TEL.06-6765-4041 FAX.06-6765-5618

【自治体が設立した組織】

■市民活動プラザ (99/06/28 予定)

北海道札幌市中央区北1条西9丁目 リンケージブ
ラザ 〒060-0001

問合せ先：札幌市市民局地域振興区政課

(6月4日まで) TEL.011-211-2252

■仙台市市民活動サポートセンター (99/06 予定)

宮城県仙台市青葉区本町2-8-15 〒980-0014

問合せ先：地域振興課・市民活動支援室

TEL.022-214-6151

●市民活動サービスコーナー

〈多摩地区の市民活動に関する資料が充実〉

東京都立川市錦町6-3-1 東京都立多摩社会教育会館

〒190-8543

TEL.042-525-9165 FAX.042-522-0719

●かながわ県民活動サポートセンター

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835

TEL.045-312-1121 (代表) FAX.045-312-4810

●鎌倉市市民活動センター

〈施設名：NPOセンター鎌倉、NPOセンター大船〉

問合せ先：鎌倉市役所 市民活動部 市民生活課 市民総務担当

TEL.0467-23-3000 内310 FAX.0467-25-5508

●えびな市民活動サポートセンター

神奈川県海老名市さつき町39-1 〒243-0421

TEL.0462-35-6835 FAX.0462-35-3711

●ボランティア交流センターながの

長野県長野市中御所岡田98-1 長野保健所庁舎内 〒380-0936

TEL/FAX.026-227-4135

●淡海(おうみ)ネットワークセンター

滋賀県におの浜1-1-20 ピアザ淡海内 〒520-0801

TEL.077-524-8440 FAX.077-524-8442

●草津コミュニティ支援センター

滋賀県草津市西大路町10-12 〒525-0037

TEL.077-563-0932 FAX.077-565-7137

●三重県市民活動センター

三重県津市栄町1-954 三重県民サービスセンター4F

三重県生活部生活課NPO室 〒514-0004

TEL.059-224-2644 FAX.059-224-2072

●広島市ボランティア総合支援センター

広島県広島市中区泰寺町1-4-15 広島市役所北庁舎別館2F

〒730-0042

TEL.082-544-2660 FAX.082-541-1221

■高知市市民活動センター

高知県高知市本町4-16 高知電気ビル2F 〒780-0870

TEL.0888-20-1540 FAX.0888-20-1665

この他にすでに設立されている民間組織として、くびき野
NPO サポートセンター、NPO ふくおか、あおもり NPO
サポートセンター、あきた NPO センターなどがあり、
今後設立が予定されているものに、さいたま NPO セン
ター、熊本 NPO センターなどがある。

また、自治体の組織として、99年7月には「ふじ
のくに NPO 活動センター(仮称)」(静岡県)、99
年10月に「高知県社会貢献活動総合拠点センター」
(高知県)が開設される予定です。

この件に関するお問合せ先——



日本NPOセンター (担当：田尻・治田)

TEL. 03-5459-8877 FAX. 03-5459-7747

箕面市非営利公益市民活動促進条例

平成11年6月29日
条例第27号

私たち箕面のまちづくりは、まちの個性をつくり出し、真に豊かに暮らせるような地域社会を実現することです。それは、多様で多角的な選択肢のある社会であり、市と市民や事業者がその責務と役割に基づいて協働し、連携していくことによって達成されます。

多様な価値観をもった人々の複雑かつ多岐にわたる地域のニーズに対して、これまでの諸制度では、応えきれない状況を生み出しています。こうした社会状況を切り開くものとして大きな期待を寄せられているものに、市民の自由で柔軟な発想による営利を目的としない社会貢献活動があります。

これまで、専ら市が担ってきた公共の分野において、市民の自発的で自主的な意思による社会貢献活動を行う非営利団体が社会サービスの供給主体として、確固たる事業を行うことが求められています。また、これらの非営利団体による社会貢献活動は、地域社会でさまざまな思いを持つ人々に生きがいのある魅力的な活動の場を提供することにもなります。

こうした社会を実現するためには、まちづくりの主体である市民が、自らの意思で、さまざまな課題の解決に取り組んでいく社会貢献活動を、市と市民や事業者がそれぞれの役割を尊重しながら協働して支え、促進していくことが大切です。

私たちは、このような市民の社会貢献活動の意義を確認し、その健全な発展を促進することにより、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせるような地域社会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民の社会貢献活動のより一層の発展を促進するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び非営利公益市民活動団体の役割を明らかにするとともに、非営利公益市民活動の促進の関する基本的な事項を定めることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益市民活動」とは、市民が市の区域内において自発的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とす

る活動

- 二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- 三 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- 2 この条例において「非営利公益市民活動団体」とは、市の区域内に事務所又は活動の拠点を置き、非営利公益市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。
- 3 この条例において「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 市、市民、事業者及び非営利公益市民活動団体は、非営利公益市民活動が豊かな地域社会の形成に向けて果たす役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに協働し、その発展に努めなければならない。

2 非営利公益市民活動の促進に当たっては、非営利公益市民活動団体の自主性と自律性が尊重されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動の促進に関する施策の実施に努めなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動に関する理解を深め、自発的で自主的な協力を努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動に関する理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めるものとする。

（非営利公益市民活動団体の役割）

第7条 非営利公益市民活動団体は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動に努めるとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

（助成等の環境の整備）

第8条 市は、非営利公益市民活動の促進のために、必要な助成その他の環境の整備に努めるものとする。

（公共サービスにおける参入機会の提供）

第9条 市は、公共サービスの実施主体として、その事業の実施に当たっては、非営利公益市民活動団体の参入機会の提供に努めるものとする。

(非営利公益市民活動団体の登録等)

第10条 非営利公益市民活動団体は、前条の参入機会を得ようとする場合は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、非営利公益市民活動団体の登録を受けなければならない。

- 一 規約又は会則（以下「規約等」という。）
- 二 役員名簿
- 三 会員名簿

2 前項の非営利公益市民活動団体の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 非営利公益市民活動の内容（その活動に係る事業の内容を含む。）
- 四 事務所又は活動の拠点の所在地
- 五 役員及び会員に関する事項
- 六 会計に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、非営利公益市民活動団体の運営に関する事項

3 第1項の非営利公益市民活動団体の役員の定数は、代表者を含め3人以上置かなければならない。

4 市長は、第1項の申請が非営利公益市民活動団体の要件に適合すると認めるときは、登録し、その申請の内容については公開するものとする。

5 前項の規定により登録された非営利公益市民活動団体は、その登録の申請の内容に変更があったとき、又は解散したときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

6 市長は、第4項の規定により登録された非営利公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- 一 主として営利を目的とする活動を行うこととなったとき。
- 二 第2条第1項各号に規定する活動を行ったとき。
- 三 第1項の申請又は第5項の届出に関し虚偽の事実があったとき。
- 四 第3項の役員の定数を充足することができなくなったとき。

(意見等の提出)

第11条 市長は、非営利公益市民活動の促進について非営利公益市民活動団体その他関係者から意見等の提出があった場合は、必要に応じてその意見等について調査審議するものとする。

(促進委員会)

第12条 非営利公益市民活動の促進に関し、市長の諮問に応じ、及び前条の意見等について調査審議するため、箕面市非営利公益市民活動促進委員会（以下「促進委員会」という。）を置く。

2 促進委員会は、委員15人以内で組織し、識見を有する者及び非営利公益市民活動団体の関係者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 促進委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 一 会長は、会務を総理し、促進委員会を代表する。
 - 二 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 促進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 一 促進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 二 促進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議事に直接の利害関係を有する委員は、表決に加わることができない。
- 6 促進委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。
 - 一 部会に属する委員は、会長が指名する。
 - 二 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
 - 三 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を促進委員会に報告する。
- 7 促進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が促進委員会に諮って定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和29年箕面市条例第10号)の定めるところによる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、非営利公益市民活動の促進に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

日本のNPOの現状について

1999年8月26日

シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会
事務局長 松原明

1. 日米で「NPO」という時には大きな認識の違いがあります

- ・日本において、NPOに関しては、主に次の3通りの意味が使われます。
 - ①広義の理解で、宗教法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人、私立学校法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体など、すべての「営利を目的としない公益団体」を言う場合。
 - ②狭義の理解で、ボランティア団体や市民活動団体といわれる団体のみを言う場合。
 - ③さらに狭義の理解で、特定非営利活動法人（NPO法人）になった団体のみをいう場合。この3つの異なった理解が、それが様々な誤解を生んでいます。

- ・米国でNPOというと、主に2通りの意味があります。
 - (1)広義の意味で、連邦税法501Cに登録された非課税団体全体を指す場合。すなわち、(1)特殊法人、宗教法人、学校、病院、業界団体、共済組合、年金基金、農協機関などを含めた団体すべてをいう場合。（約113万団体）
 - (2)狭義の意味で、寄付金控除の対象となる慈善団体を指す場合。しかし、この場合でも、一部の宗教法人、学校、病院（全病院の約半数）、社会福祉団体があります。（約65万団体）

- ・米国では、日本のNPO（市民活動団体、ボランティア団体）に相当するカテゴリーはありません。日本における(1)が、米国における②に相当します。

- ・しばしば、「米国では、NPOが、GDPの7%を生みだし、全有給就業者の7.8%を雇用している。」と言われますが、これは、社会福祉法人、財団法人、社団法人、学校法人、医療法人などを含めた②のNPO（ただし宗教法人は除く）の数字です。

- ・日本のボランティア団体や市民活動団体といわれる団体（つまり②）は、約8万6千団体あります。（1997年経済企画庁調査）
このうち、ボランティアや市民活動団体といわれる団体で、現在NPO法における法人格を申請している団体は1104団体、法人認証を受けた団体は、444団体でしかありません。（8月20日時点）

- ・介護や福祉という事業部門では、社会福祉法人の役割や公益法人の役割も大きなものがあります。また、それ以外の分野（環境、まちづくりなど）でも、公益法人が大きな役割を果たしている分野もあります。また、これらの法人にもボランティアが多数参加し

ている団体もあります。

ボランティア団体といえども、実際には、法人の形態は様々です。

2. 日本の狭義のNPOの現状を理解することが重要です。

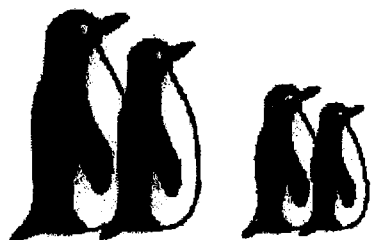
- ・ボランティア団体や市民活動団体（狭義のNPO）は、極めて小規模な団体がほとんどです。1997年経済企画庁調査によると、
 - i) 予算規模1千万円未満が全体の87.6%（約7万5千団体）
 - ii) 独自の事務所を持つ団体が全体の14.8%（約1万3千団体）
 - iii) 常勤有給スタッフのいる団体が全体の8%（約7千団体）
 - iv) そのうち3人以上の常勤スタッフがいる団体は全体の1.7%（約15百団体）となっています。
- ・経済企画庁の推計によると、1995年度の市民活動団体の経済規模は、付加価値で約300億円、産出額は1200億円と算定されています。
- ・ただし、この5月末までにNPO法人に申請した団体669団体にアンケートしたところ、その回答のあった402団体中227団体が1995年以降設立された団体でした。NPOの新規設立は急速に増加していると考えられます。

3. NPOの企業との違いは、多面的に理解することが必要です。

- ・法律的には、営利組織とは株主への利益分配を目的とする団体、501C（C-3を除く）は、利益分配ではないが、会員への奉仕を目的とする団体。501C-3は、公益もしくは、社会一般、特定のクラス（開かれた集団）への奉仕を目的とする団体となります。
- ・NPOの提供できる財・サービスの特徴は、以下のようなものがあります。
 - ①環境の保全、人権擁護、平和の推進、地域の安全、コミュニティの構築など、市場では提供しにくい（利益にとらわれない）ようなサービスを提供します。
 - ②政府の公共サービスと比較した場合、市民の特定のニーズに応えた、質の高い（特化した）サービス（集合財）を提供します。市民ニーズ主導の事業を開発します。
 - ③政治的施策や社会的価値観への参加・推進ができるサービスを提供します。市民ニーズを代弁します。
- ・NPOはそのために、サービスの対価以外の多様な経営資源の募集を行います。その経営資源の多元性がNPO経営の中核です。
 - 資金：会費、寄付金、助成金、補助金、事業収入など
 - 物：寄付、無償貸し付け、公的施設の利用
 - 人：ボランティア、外部協力者

ボランティアとNPOの比較表

	ボランティア	NPO
組織／個人	個人	組織
収益・報酬との関係	原則的に無報酬	収益はあげるが非営利、報酬を受けるスタッフもいる場合も多い
自立性・自発性	自発的だが、行政のためのボランティアもあるので、自立的とは必ずしもいえない	自発的で、民間活動としてあるので自立性・自律性が問われる
対象・目的との関係／評価	自己実現や自己満足のための活動も可	目的達成を第一義とする。目的の達成度がその評価軸
マネジメント	個人として見たときは不要グループとしてはあるがNPOとくらべるとより単純	必要かつ重要
収益活動の必要性	原則としてなしあっても付随的	組織維持のため必要な場合が多い。重要
参加に関して	参加する側	参加を促す側



東京財団 研究事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル 10F

【Tel】 03-3502-9438 【Fax】 03-3502-9439

【URL】 <http://www.tkfd.or.jp>